

令和8年

# 第2回定例会議案書

会期

自：令和8年6月2日

至：令和 年 月 日

報告第1号

令和7年度白浜町繰越明許費繰越について

令和7年度白浜町一般会計補正予算（第9号）第2表の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度へ繰越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告する。

令和8年6月2日提出

白浜町長 大江 康弘

令和7年度 白浜町繰越明許費繰越計算書

一般会計

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	既収入特定財源	左の財源内訳			一般財源
						国県支出金	未収入特定財源	その他	
					円	円	円	円	円
2.	総務費	1. 総務管理費	37,949,000	37,949,000			22,434,000	15,515,000	
2.	総務費	1. 総務管理費	246,759,000	242,943,344	226,184,344			16,759,000	
2.	総務費	1. 総務管理費	59,036,000	59,035,900			58,001,900	1,034,000	
2.	総務費	1. 総務管理費	6,086,000	6,086,000	3,042,000			3,044,000	
2.	総務費	1. 総務管理費	114,154,000	114,154,000	85,615,500			28,538,500	
2.	総務費	2. 徴税費	5,305,000	5,305,000			5,305,000		
2.	総務費	3. 戸籍住民基本台帳費	4,884,000	4,884,000	1,848,000			3,036,000	
2.	総務費	3. 戸籍住民基本台帳費	1,155,000	1,155,000	1,155,000				
3.	民生費	2. 児童福祉費	47,537,000	965,502	965,502				
4.	衛生費	1. 保健衛生費	10,780,000	9,240,000			9,240,000		
4.	衛生費	1. 保健衛生費	4,224,000	4,224,000			4,224,000		
4.	衛生費	1. 保健衛生費	49,837,000	49,837,000	3,000,000	42,100,000		4,737,000	
6.	農林水産業費	1. 農業費	300,000	300,000				300,000	
6.	農林水産業費	3. 水産業費	5,490,000	5,490,000	2,745,000	2,400,000		345,000	
7.	観光費	1. 観光費	305,000	0					
7.	観光費	1. 観光費	11,000,000	11,000,000				11,000,000	
7.	観光費	1. 観光費	45,000,000	45,000,000	30,570,000			14,430,000	
7.	観光費	2. 商工費	6,732,000	6,732,000	6,000,000			732,000	

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	既収入特定財源	左の財源内訳			一般財源
						未収入特定財源			
						国県支出金	地方債	その他	
8. 土木費	2. 道路橋梁費	町道上地1号線改良事業	850,000	0					
8. 土木費	2. 道路橋梁費	町道小山線改良事業	48,785,000	48,785,000		46,500,000			2,285,000
8. 土木費	2. 道路橋梁費	立ヶ谷第2橋修繕事業	13,000,000	13,000,000		6,732,000	4,700,000		1,568,000
8. 土木費	3. 河川費	河川改修事業	35,040,000	29,829,700			29,700,000		129,700
8. 土木費	3. 河川費	血深川浸水対策事業	256,526,000	256,519,700			256,500,000		19,700
8. 土木費	4. 都市計画費	都市計画公園等見直し事業	9,300,000	9,300,000					9,300,000
8. 土木費	4. 都市計画費	住宅耐震改修等支援事業	6,580,000	6,580,000		4,727,000			1,853,000
9. 消防費	1. 消防費	県消防デジタル無線共通遊設備更新事業	42,304,000	41,827,311			27,200,000	14,577,250	50,061
9. 消防費	1. 消防費	消防団無償貸与車両配備事業	627,000	627,000					627,000
10. 教育費	1. 教育総務費	教育関連施設照明LED化事業	158,000,000	158,000,000			142,200,000		15,800,000
10. 教育費	2. 小学校費	西富田小学校ブール施設整備事業	2,970,000	2,970,000					2,970,000
10. 教育費	5. 社会教育費	児童館複合施設建設事業	86,812,000	86,812,000			78,100,000		8,712,000
11. 災害復旧費	2. 公共土木施設災害復旧費	町道小森3号線道路災害復旧事業	40,346,000	40,346,000		25,576,000	11,400,000		3,370,000

報告第2号

令和7年度白浜町事故繰越し繰越について

地方自治法第220条第3項ただし書の規定により、令和7年度白浜町一般会計予算において、別紙のとおり事故繰越しをしたので、地方自治法施行令第150条第3項の規定により報告する。

令和8年6月2日提出

白浜町長 大江 康弘

令和7年度 白浜町事故繰越し繰越計算書

一般会計

款	項	事業名	支出負担 行為額	左の内訳		支出負担行為 予定額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			説明
				支出 済額	支出 未済額			既収入 特定財 源	未収入 特定財 源	一般財源	
2. 総務費	1. 総務管理 費	コンビニ交付 カーナビ導入事 業	円 8,580,000	円 0	円 8,580,000	円 0	円 8,580,000	円 0	円 8,580,000		基幹系システムの標準 化・共通化実施日の遅延 に伴い、本事業の着手が 遅れたため

報告第3号

令和7年度白浜町下水道事業特別会計予算繰越について

地方公営企業法第26条第1項の規定により、令和7年度白浜町下水道事業特別会計において別紙のとおり予算繰越をしたので、同条第3項の規定により報告する。

令和8年6月2日提出

白浜町長 大江 康弘

令和7年度白浜町下水道事業特別会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産購入限度額	説明
						国庫補助金	企業債	損益勘定留保資金			
1. 資本的支出	1. 建設改良費	空調設備更新事業	円 12,100,000	円 0	円 12,100,000	円 0	円 12,100,000	円 0	円 0	資機材の納入に期間を要したことにより、年度内に完成が困難となったため	

報告第4号

令和7年度白浜町水道事業特別会計予算繰越について

地方公営企業法第26条第2項の規定により、令和7年度白浜町水道事業特別会計において別紙のとおり予算繰越をしたので、同条第3項の規定により報告する。

令和8年6月2日提出

白浜町長 大江 康弘

令和7年度白浜町水道事業特別会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による営業費用の事故繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳		不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産購入限度額	説明
						営業収益				
1. 水道事業費用	1. 営業費用	富田浄水場 椿第一送水 ポンプ制御 盤修繕事業	円 968,000	円 0	円 968,000	円 968,000	円 0	円 0	円 0	制御盤のプログラム 作成に期間を要した ことにより、年度内 に完成が困難となっ たため
		オレンジラ ンド第二配 水池送水ポ ンプ設備修 繕事業	280,000	0	280,000	280,000	0	0	0	資機材の納入に期間 を要したことにより 年度内に完成が困難 となったため (本事業は修繕引当 金を取り崩して実施 し、消費税相当額の 繰越を行うもの)

議案第54号

建物の処分について

次により建物を処分したいので、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。

令和8年6月2日提出

白浜町長 大江 康弘

記

1. 建物の表示 和歌山県西牟婁郡白浜町安宅字本谷752番2及び同所字場谷756番  
延床面積3,232.21平方メートル(別紙「処分財産一覧表」のとおり)
2. 処分の目的 安宅畜舎共同管理施設について、地域の畜産業の更なる発展につなげることを目的として売却するため。
3. 処分の価格 一金394,000円
4. 契約の相手 和歌山県西牟婁郡白浜町安居1677番地  
白浜町肉用牛生産組合  
組合長 長谷川 寛

処分財産一覧表

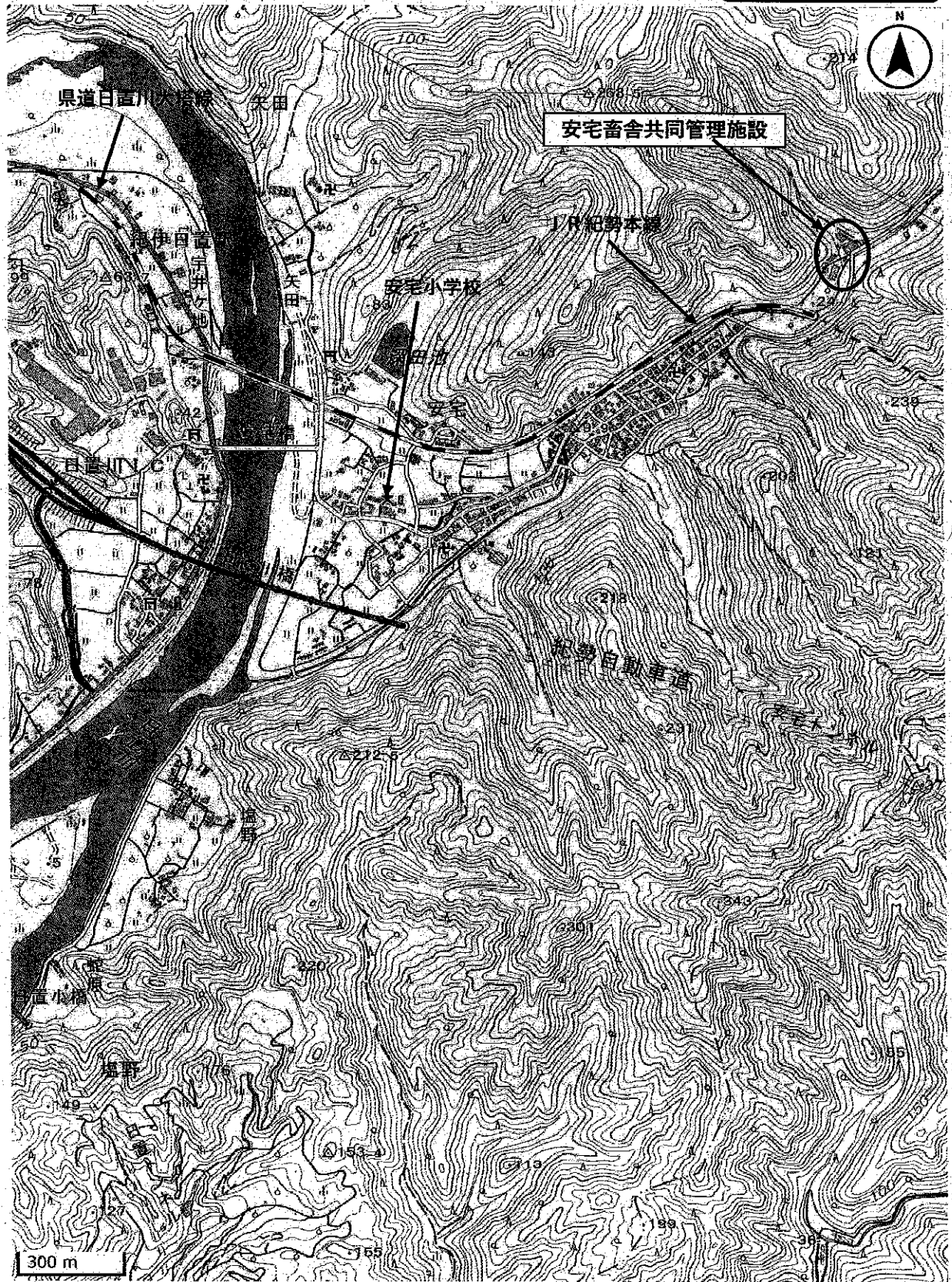
建物

番号	所在	地番	種類	構造	建築年度	延床面積 (㎡)
1	和歌山県西牟婁郡 白浜町安宅字本谷	752番2	糞尿処理プ ラント	鉄骨造大波スレー ト葺2階建	昭和55年	882
2			牛舎	鉄骨造大波スレー ト葺2階建	昭和57年	1,092
3			車庫	鉄骨造大波スレー ト葺平屋建	昭和57年	86.4
4			管理棟	木造長尺カラー鉄 板瓦棒葺平屋建	昭和57年	29.81
5	和歌山県西牟婁郡 白浜町安宅字場谷	756番	牛舎	鉄骨造大波スレー ト葺2階建	昭和57年	1,092
6			オガ粉倉庫	ブロック造大波ス レート葺平屋建	昭和57年	50
合 計						3,232.21

備考 付属設備、工作物、備品その他残存物含む。

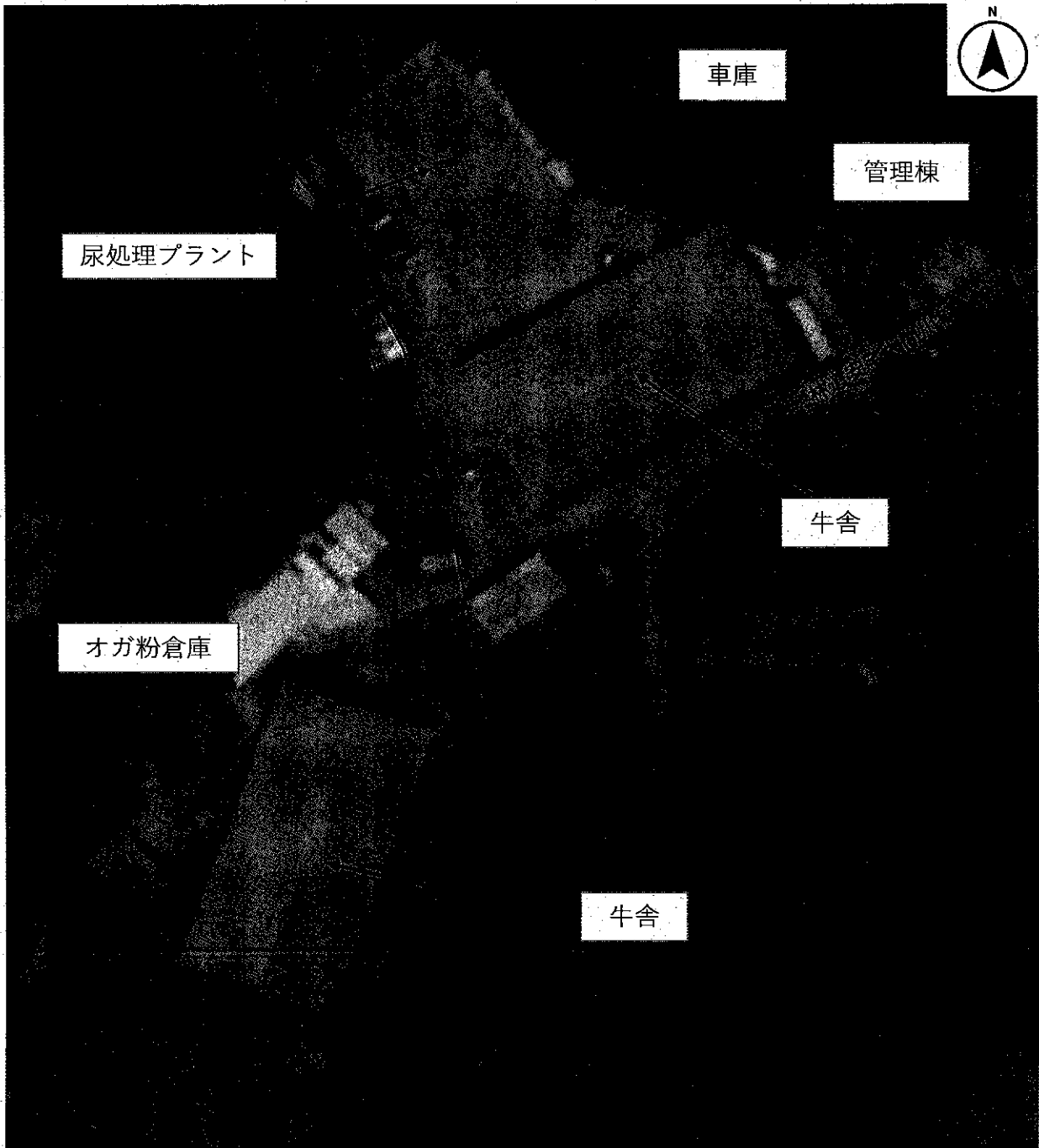
# 安宅畜舎共同管理施設位置図

参考資料



# 安宅畜舎共同管理施設配置図

参考資料



## 議案第55号

### 工事請負契約の一部変更について

令和7年12月16日締結した町道小森3号線道路災害復旧工事について、別紙のとおり工事請負契約の一部を変更したいから、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和8年6月2日提出

白浜町長 大江 康弘

### 理 由

工事量の変更により、契約金額の増額をしたいので、本案を提出する。

## 工 事 請 負 変 更 契 約

1. 契約を変更する工事は、次のとおりとする。

- (1) 工 事 名            町道小森3号線道路災害復旧工事
- (2) 工 事 場 所        和歌山県西牟婁郡白浜町寺山地内
- (3) 契 約 金 額        一金57,530,000円
- (4) 契 約 の 相 手      和歌山県西牟婁郡白浜町日置525番地  
                            日置川開発株式会社  
                            代表取締役 森田 清郎
- (5) 契 約 の 方 法      指名競争入札による契約

2. 原契約中、変更する事項は、次のとおりとする。

- (3) 契 約 金 額        一金59,613,400円  
                            (増2,083,400円)

町道小森3号線道路災害復旧工事 変更概要

1. 額の増減

(1) 原請負額	57,530,000円
(2) 変更請負額	59,613,400円
(3) 増減額	増2,083,400円

2. 主な変更理由

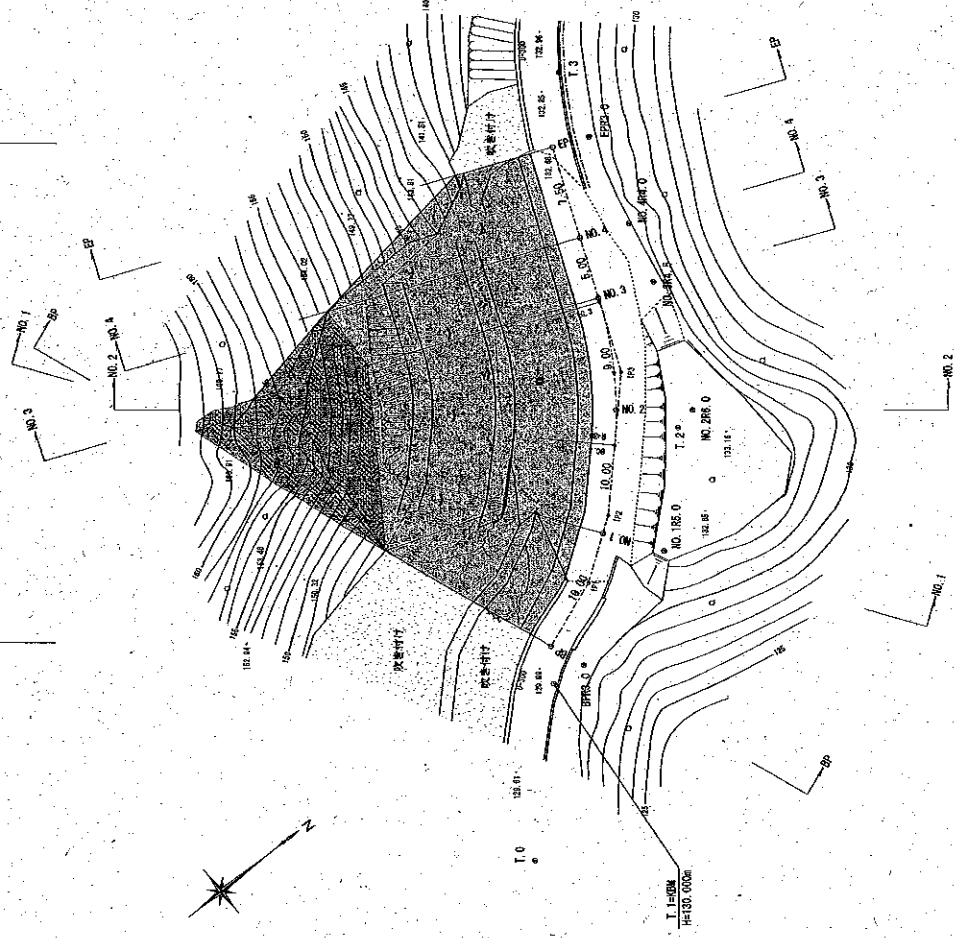
掘削計画の最上部小段付近において、地山に亀裂が生じていることが判明したため、不安定な地山を除去し掘削計画を変更した。



平面図

坂巻田延基 L=41.50m

補生基材吹付 (t=30cm SL=0.0~7.24. 7) 198㎡ 23㎡
コンクリート吹付 (t=10cm SL=10.4~34.6 41.2) 1056㎡ 1016㎡
張コンクリート (t=10cm W=0.98~1.15) 4.5㎡ 4.4㎡

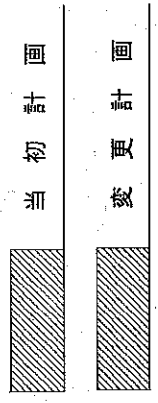
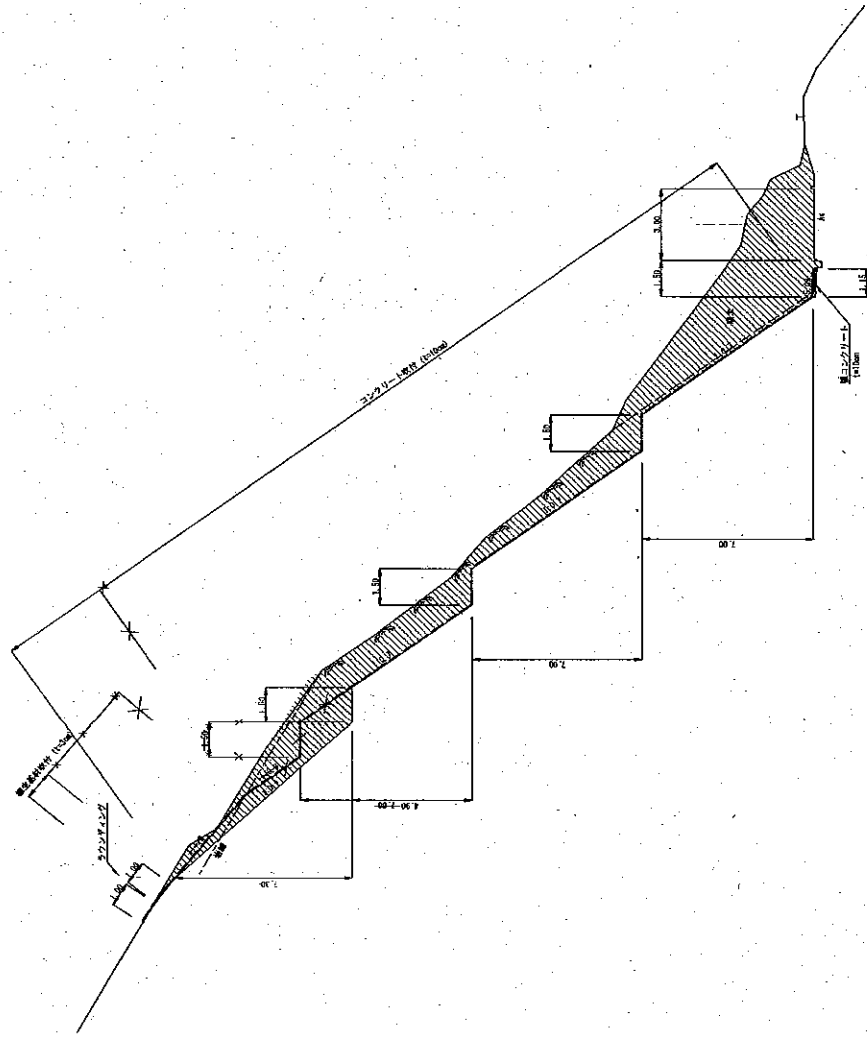


当初計画  
変更計画

年度	令和7年度 第56号
工事名	町道小坂5号線道路改良工事
箇所	西条市白坂町寺山 地内
事業所名	白浜町営建設課
調査	測量
設計	設計
監理	監理
平面図	平面図
縮尺	縮尺
図面番号	図面番号

参考資料

標準断面図



年度	令和7年度	通	第56号
工事名	町道小森3号線道路改善旧工事		
箇所	西牟婁郡白浜町向山 地内		
事務所名	白浜町営建設課		
調査	測量	設計	製図
標準断面図		縮	尺
		図面番号	

## 議案第56号

### 物品購入契約の締結について

次のとおり物品購入契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和8年6月2日提出

白浜町長 大江 康弘

### 記

- |           |  |
|-----------|--|
| 1. 契約の目的  | ショベルローダー購入事業に係る物品購入  |
| 2. 品名及び数量 | ショベルローダー 1台  |
| 3. 納品場所   | 和歌山県西牟婁郡白浜町保呂749番地<br>白浜町清掃センター                              |
| 4. 契約金額   | 一金7,458,000円   |
| 5. 契約の相手  | 和歌山県和歌山市栄谷10番地13<br>南近畿TCM株式会社 和歌山支店<br>取締役営業管掌兼和歌山支店長 江口 雅夫 |
| 6. 契約の方法  | 指名競争入札による契約  |

物品購入契約の概要

1. 納 期

令和8年6月 日から

令和9年3月31日まで

2. 契約保証金

免除

3. 被指名者数

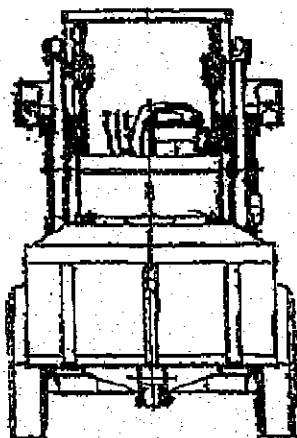
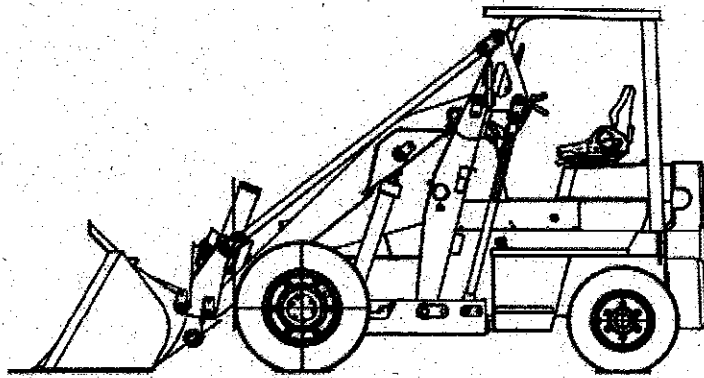
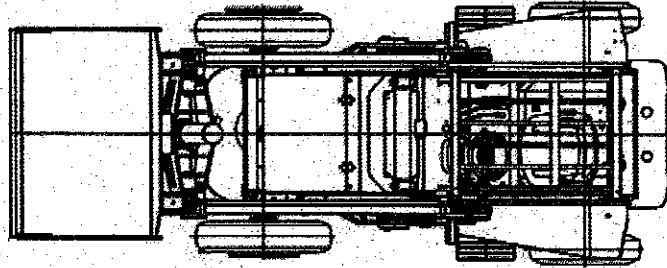
4社

4. 入札年月日

令和8年5月12日

参考資料

ショベルローダー概要



ショベルローダー概要

全長	4,945 mm
全幅	2,310 mm
全高	2,700 mm
車両重量	6,775 kg
作業時最大高さ	4,960 mm

## 議案第57号

### 物品購入契約の締結について

次のとおり物品購入契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和8年6月2日提出

白浜町長 大江 康弘

### 記

1. 契約の目的 車両運搬車購入事業に係る物品購入
2. 品名及び数量 車両運搬車 1台
3. 納品場所 和歌山県西牟婁郡白浜町1600番地  
白浜町役場本庁舎
4. 契約金額 一金9,900,000円
5. 契約の相手 和歌山県西牟婁郡上富田町朝来字里田1407番地  
和歌山日野自動車株式会社 田辺支店  
支店長 田中 勝則
6. 契約の方法 随意契約

## 物 品 購 入 契 約 の 概 要

### 1. 納 期

令和8年6月 日から

令和9年3月31日まで

### 2. 契約保証金

免除

### 3. 随意契約の理由

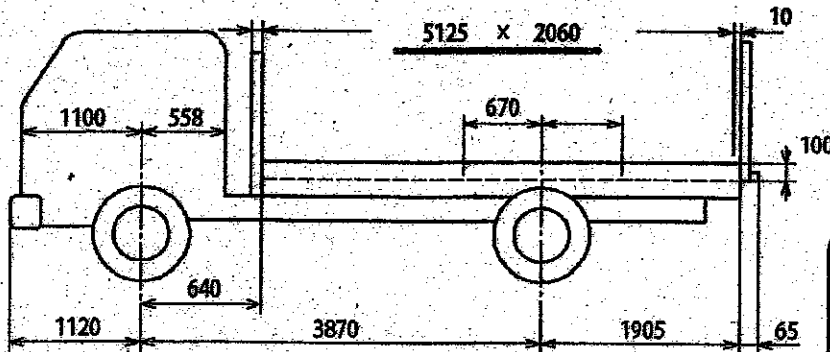
令和8年5月12日の予定で、登録のある県内全ての事業所13社で、入札手続を進めたが、入札日までに12社から辞退の届出があったため、入札が不調となった。

今般の車両運搬車は、清掃活動等に使用する2種類の重機を運搬するもので、現在使用している車両運搬車は初年度登録から2.5年を経過し、故障時の交換部品の多くが調達できない状況であり、早期の更新が必要な状況にある。加えて、車両には架装の整備が必要であることから、発注から納品までの期間は長期となる見込みである。

再度の入札に暇がないことから、改めて見積を徴し、予定価格の範囲内であったので、随意契約を行うもの。

床車輪部通過部  
エキスパンド張り

キャリア型式 UC360A		車名 白野		車種 ZWG-XZU721N-TQFRL3		類別 0006	ID 0
適用資料番号 H254	ID KF1	年式 2025	乗員 3	車両型式 ZWG-XZU721N	車番 0000001	類別記号 L	
車輪記号 2-40		積載(ton) 3.500		減電(kg) 100	メーカー資料番号 H254		



全長	6960 mm
全幅	2220 mm
全高	2175 mm
積車時前輪荷重割合	35.9 %
最大安定傾斜角度	48° 14'
燃タン容量	100L

リヤゲート「全面エキスパンド張り」H:1150mm

名称	重心点(m)	重量(kg)	前輪(kg)	後輪(kg)	重心高(mm)
C付シャーシ		2597	1761	836	615
ボディAssy	3.165	1480	270	1210	1000
ウインチ	0.935	55	42	13	900
Gレール・他	0.000	0	0	0	0
補正		30	30	0	0
強化ボディ	3.200	40	7	33	800
横アライ	3.200	20	3	17	1100
その他アライ	4.045	175	-8	183	1060
<b>車両重量</b>		<b>4395</b>	<b>2105</b>	<b>2290</b>	<b>766</b>
乗員 3	- 0.060	165	165	0	
積載量	3.200	3400	590	2810	
<b>車両総重量</b>		<b>7960</b>	<b>2860</b>	<b>5100</b>	
余裕重量		40	240	400	
F: 215/70R17.5 123/121N					S( 1550 )
R: 215/70R17.5 123/121N					D( 1450 )
許容軸重		8000	3100	5800	
			3100	5500	

注記

仮検討  
強化ボディ(2-9-希望)  
横アライ開閉 100MM(70%)  
リヤゲート 全面XG張り  
(1150MM,ストロート)  
床/リヤゲート 車輪部補強  
床 CPLA.5に変更  
床 車輪部XG張り

\*アライが 70-ト地上高(計算値)  
空車時: 約245MM  
満積載時: 約220MM

バッテリー	80D26L
-------	--------

## 議案第58号

### 物品購入契約の締結について

次のとおり物品購入契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和8年6月2日提出

白浜町長 大江 康弘

### 記

- |           |   |
|-----------|---|
| 1. 契約の目的  | 高規格救急自動車更新事業（すさみ消防署）に係る物品購入                           |
| 2. 品名及び数量 | 高規格救急自動車 1台   |
| 3. 納品場所   | 和歌山県西牟婁郡すさみ町周参見2928番地の1<br>白浜町消防本部 すさみ消防署             |
| 4. 契約金額   | 一金23,497,485円   |
| 5. 契約の相手  | 和歌山県西牟婁郡白浜町大古494番地の2<br>有限会社 昭和自動車整備工場<br>代表取締役 中原 啓晶 |
| 6. 契約の方法  | 指名競争入札による契約   |

物 品 購 入 契 約 の 概 要

1. 納 期

令和8年6月 日から

令和9年2月28日まで

2. 契約保証金

免除

3. 被指名者数

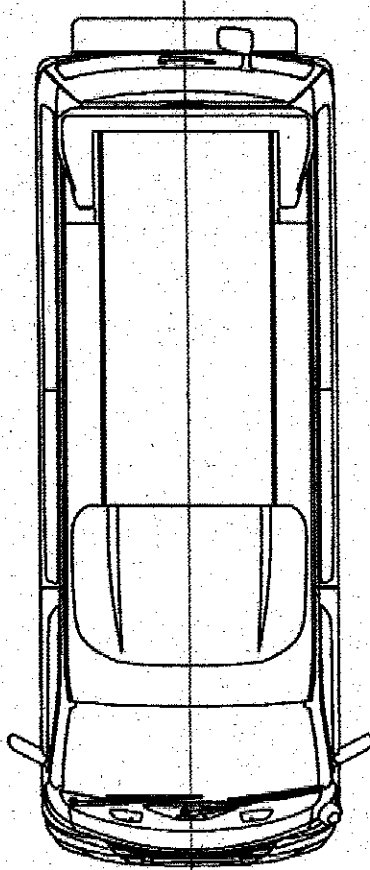
4社

4. 入札年月日

令和8年5月12日

# 参考資料

## 高規格救急自動車 (すさみ消防署)

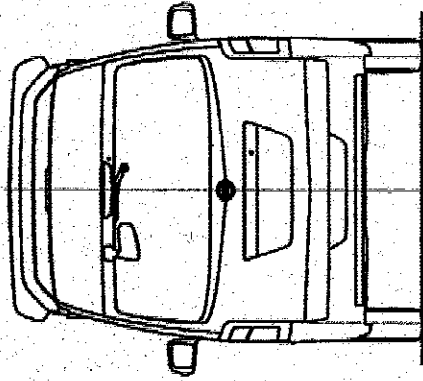
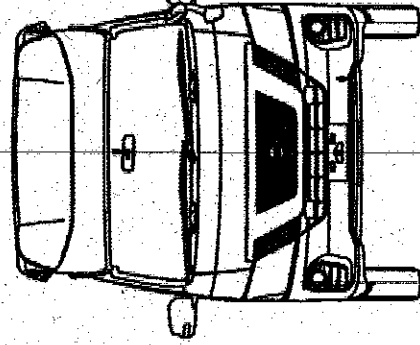
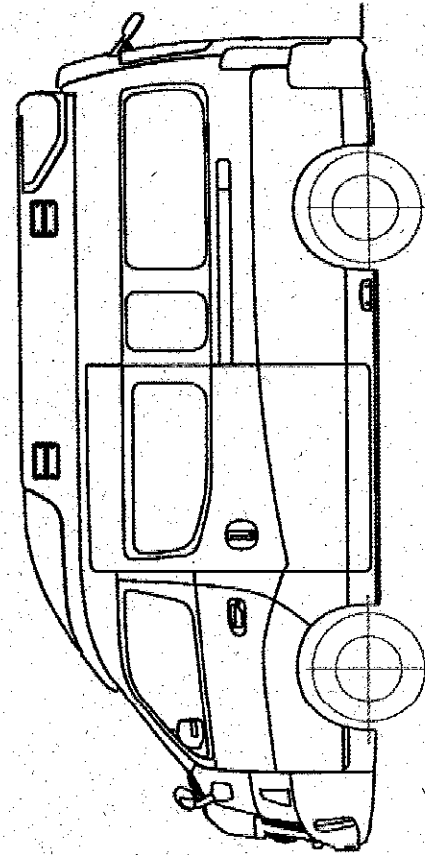


### 高規格救急自動車概要

本体仕様	全長	5,800 mm
	全幅	2,000 mm
	全高	2,600 mm
	駆動	4輪駆動
	定員	8名

### 主な装備

- ・ 散光式警告灯
- ・ 電子サイレン
- ・ 消防デジタル無線
- ・ 防振ベッド



## 議案第59号

### 物品購入契約の締結について

次のとおり物品購入契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和8年6月2日提出

白浜町長 大江 康弘

### 記

- |           |  |
|-----------|--|
| 1. 契約の目的  | 高度救命処置資器材更新事業（すさみ消防署）に係る物品購入                 |
| 2. 品名及び数量 | 別紙「高規格救急自動車積載資器材物品明細書」のとおり                   |
| 3. 納品場所   | 和歌山県西牟婁郡すさみ町周参見2928番地の1<br>白浜町消防本部 すさみ消防署    |
| 4. 契約金額   | 一金16,060,000円                                |
| 5. 契約の相手  | 和歌山県和歌山市手平三丁目8番43号<br>株式会社 大黒<br>代表取締役 堀井 孝一 |
| 6. 契約の方法  | 指名競争入札による契約                                  |

高規格救急自動車積載資器材物品明細書

	資 機 材 名	数 量
1	監視モニター	1 式
2	電動吸引器	1 式
3	救急搬送用人工呼吸器	1 式
4	自動胸骨圧迫器	1 式
5	手動式人工蘇生器	1 式
6	喉頭鏡	1 式
7	酸素吸入器	1 式
8	携帯酸素飽和度測定器	1 台
9	酸素吸入装置	1 式
10	患者用搬送シート	1 枚
11	患者搬送用担架（布担架）	1 枚
12	血圧計	1 台
13	頸椎脊椎固定搬送用具（全身）	1 式
14	スコープストレッチャー	1 式
15	医療バッグ	1 式
16	ライト	4 個
17	デジタルカメラ	1 式
18	携帯電話等	1 式
19	救急消耗品	1 式
20	リングカッター	1 式
21	汚物処理（男女尿用、受水盆）	1 式
22	拡声器	1 台
23	止血帯	5 式
24	骨盤固定器具	4 台
25	電子体温計	1 個
26	トリアージセット	1 式
27	熱傷用バーンデックキット	1 式
28	セーブマンプロ	1 式

物品購入契約の概要

1. 納期

令和8年6月 日から  
令和9年2月28日まで

2. 契約保証金

免除

3. 被指名者数

5社

4. 入札年月日

令和8年5月12日

## 議案第60号

### 物品購入契約の締結について

次のとおり物品購入契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和8年6月2日提出

白浜町長 大江 康弘

### 記

- |           |   |
|-----------|---|
| 1. 契約の目的  | 指令車更新事業（日置川消防署）に係る物品購入                                |
| 2. 品名及び数量 | 指令車 1台  |
| 3. 納品場所   | 和歌山県西牟婁郡白浜町日置2039番地の123<br>白浜町消防本部 日置川消防署             |
| 4. 契約金額   | 一金8,175,838円  |
| 5. 契約の相手  | 和歌山県西牟婁郡白浜町大古494番地の2<br>有限会社 昭和自動車整備工場<br>代表取締役 中原 啓晶 |
| 6. 契約の方法  | 指名競争入札による契約   |

物 品 購 入 契 約 の 概 要

1. 納 期

令和8年6月 日から

令和9年3月31日まで

2. 契約保証金

免除

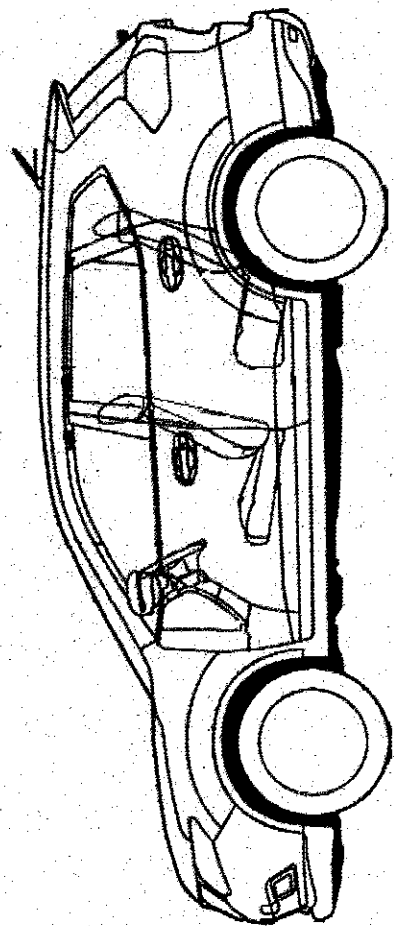
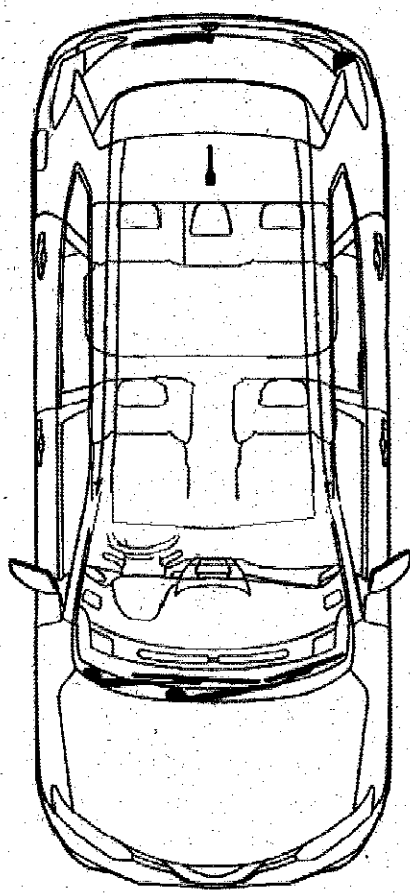
3. 被指名者数

6社

4. 入札年月日

令和8年5月12日

指令車 (日置川消防署)



指令車概要	
本体仕様	全長 4,690 mm
	全高 1,800 mm
	駆動 4輪駆動
	定員 5名
主な装備	・ 散光式警光灯 ・ 電子サイレン ・ 消防デジタル無線 ・ ボート牽引装置

## 議案第 61 号

### 物品購入契約の締結について

次のとおり物品購入契約を締結したいので、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 6 月 2 日提出

白浜町長 大江 康弘

### 記

1. 契約の目的 消防車両更新事業（日置川支団第 14 分団）に係る物品購入
2. 品名及び数量 小型動力ポンプ軽積載車 1 台
3. 納品場所 和歌山県西牟婁郡白浜町日置 2039 番地の 123  
白浜町消防本部 日置川消防署
4. 契約金額 一金 9,207,000 円
5. 契約の相手 和歌山県新宮市神倉四丁目 1 番 48 号  
株式会社山口商会 新宮支店  
支店長 山口 幸久
6. 契約の方法 指名競争入札による契約

物品購入契約の概要

1. 納 期

令和8年6月 日から

令和9年3月31日まで

2. 契約保証金

免除

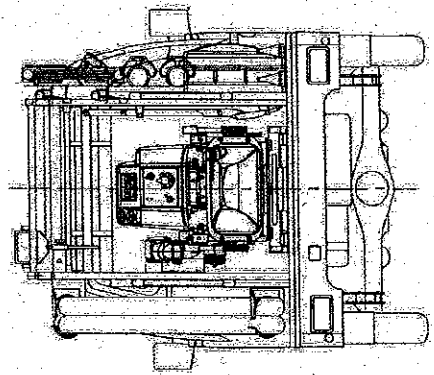
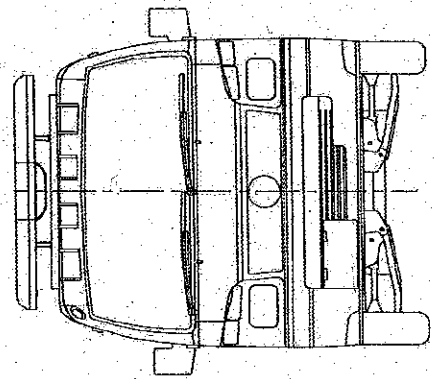
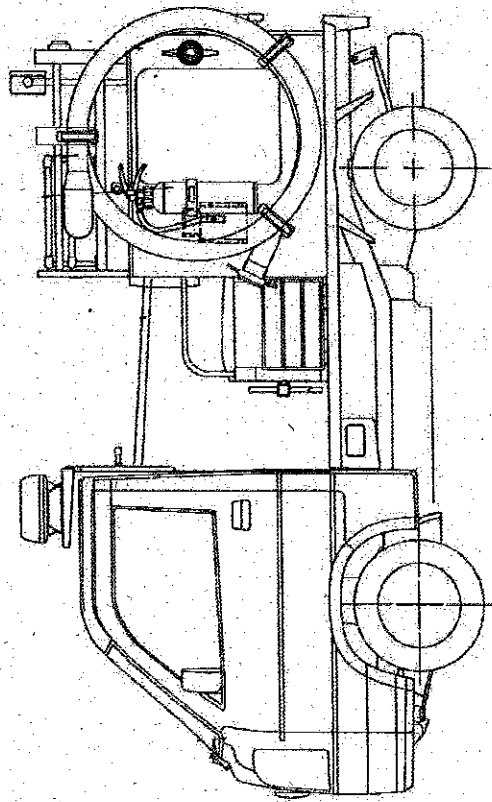
3. 被指名者数

5社

4. 入札年月日

令和8年5月12日

小型動力ポンプ軽積載車 (日置川支団第14分団)



軽積載車概要

本体仕様 軽四輪トラックタイプ  
 全長 3,390 mm  
 全幅 1,470 mm  
 全高 1,980 mm  
 駆動 4輪駆動  
 定員 3名

主な装備

- ・散光式警告灯
- ・小型動力ポンプ
- ・消防デジタル無線

議案第62号

白浜町監査委員条例等の一部を改正する条例について

白浜町監査委員条例等の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和8年6月2日提出

白浜町長 大江 康弘

理 由

地方自治法の一部改正に伴い、関係規定を改正したいので、本案を提出する。

## 白浜町条例第 号

### 白浜町監査委員条例等の一部を改正する条例について

#### (白浜町監査委員条例の一部改正)

第1条 白浜町監査委員条例（平成18年白浜町条例第20号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第243条の2の8第3項」を「第243条の2の9第3項」に改める。

#### (白浜町水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 白浜町水道事業の設置等に関する条例（平成18年白浜町条例163号）の一部を次のように改正する。

第5条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

#### (白浜町農業集落排水事業の設置等に関する条例の一部改正)

第3条 白浜町農業集落排水事業の設置等に関する条例（令和4年白浜町条例第32号）の一部を次のように改正する。

第5条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

#### (白浜町下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第4条 白浜町下水道事業の設置等に関する条例（令和4年白浜町条例第33号）の一部を次のように改正する。

第5条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

#### (白浜町簡易水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第5条 白浜町簡易水道事業の設置等に関する条例（令和4年白浜町条例第34号）の一部を次のように改正する。

第5条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

## 附 則

この条例は、令和8年9月24日から施行する。

白浜町監査委員条例の一部改正 新旧対照表 (第1条関係)

改 正 後	現 行
<p>(請求又は要求による監査)</p> <p>第3条 監査委員は、法第7.5条第項、第9.8条第2項、第2.4.2条第1項若しくは<u>第2.4.3条の2の9第3項</u>の規定による監査の請求又は第1.9.9条第6項の規定による監査の要求があったときは、当該監査の請求又は要求を受理した日から1.4日以内に監査に着手しなければならない。</p>	<p>(請求又は要求による監査)</p> <p>第3条 監査委員は、法第7.5条第項、第9.8条第2項、第2.4.2条第1項若しくは<u>第2.4.3条の2の8第3項</u>の規定による監査の請求又は第1.9.9条第6項の規定による監査の要求があったときは、当該監査の請求又は要求を受理した日から1.4日以内に監査に着手しなければならない。</p>

白浜町水道事業の設置等に関する条例の一部改正 新旧対照表 (第2条関係)

改 正 後	現 行
<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第5条 法第3.4条において準用する地方自治法(昭和2.2年法律第6.7号) <u>第2.4.3条の2の9第8項</u>の規定により水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について、議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が5万円以上である場合とする。</p>	<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第5条 法第3.4条において準用する地方自治法(昭和2.2年法律第6.7号) <u>第2.4.3条の2の8第8項</u>の規定により水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について、議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が5万円以上である場合とする。</p>

白浜町農業集落排水事業の設置等に関する条例の一部改正 新旧対照表 (第3条関係)

改 正 後	現 行
<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第5条 法第3.4条において準用する地方自治法(昭和2.2年法律第6.7号) <u>第2.4.3条の2の9第8項</u>の規定により農業集落排水事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について、議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が5万円以上である場合とする。</p>	<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第5条 法第3.4条において準用する地方自治法(昭和2.2年法律第6.7号) <u>第2.4.3条の2の8第8項</u>の規定により農業集落排水事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について、議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が5万円以上である場合とする。</p>

白浜町下水道事業の設置等に関する条例の一部改正 新旧対照表（第4条関係）

改 正 後	現 行
<p>（議会の同意を要する賠償責任の免除）            第5条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の9第8項の規定により下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について、議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が5万円以上である場合とする。</p>	<p>（議会の同意を要する賠償責任の免除）            第5条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の8第8項の規定により下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について、議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が5万円以上である場合とする。</p>

白浜町簡易水道事業の設置等に関する条例の一部改正 新旧対照表（第5条関係）

改 正 後	現 行
<p>（議会の同意を要する賠償責任の免除）            第5条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の9第8項の規定により簡易水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について、議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が5万円以上である場合とする。</p>	<p>（議会の同意を要する賠償責任の免除）            第5条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の8第8項の規定により簡易水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について、議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が5万円以上である場合とする。</p>

白浜町監査委員条例等の一部改正の要旨

1. 改正の趣旨

地方自治法（昭和22年法律第67号）の一部改正に伴い、関係規定を改正する。

2. 改正の内容

地方自治法の一部改正に伴い、既存の規定に条ずれが生じることから、次に掲げる条例の該当規定について、所要の整備を行う。

- (1) 白浜町監査委員条例
- (2) 白浜町水道事業の設置等に関する条例
- (3) 白浜町農業集落排水事業の設置等に関する条例
- (4) 白浜町下水道事業の設置等に関する条例
- (5) 白浜町簡易水道事業の設置等に関する条例

3. 施行期日

令和8年9月24日から施行する。

議案第 63 号

白浜町農林業産業育成団地共同管理施設条例の一部を改正する条例について

白浜町農林業産業育成団地共同管理施設条例の一部を改正したいので、地方自治法第9  
6条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和8年6月2日提出

白浜町長 大江 康弘

理 由

安宅畜舎共同管理施設を廃止したいので、本案を提出する。

白浜町条例第 号

白浜町農林業産業育成団地共同管理施設条例の一部を改正する条例

白浜町農林業産業育成団地共同管理施設条例（平成18年白浜町条例第129号）の一部を次のように改正する。

第3条の表安宅畜舎共同管理施設の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 参 考 資 料

白浜町農林業産業育成団地共同管理施設条例の一部改正 新旧対照表

改 正 後		現 行	
(名称及び位置) 第3条 施設の名称及び位置は、次のとおりとする。		(名称及び位置) 第3条 施設の名称及び位置は、次のとおりとする。	
名称	位置	名称	位置
安宅生産団地共同管理施設	白浜町安宅752番地の2	安宅生産団地共同管理施設	白浜町安宅752番地の2
		安宅畜舎共同管理施設	白浜町安宅752番地の2 白浜町安宅756番地
田野井しきみ集出荷共同管理施設	白浜町田野井1344番地	田野井しきみ集出荷共同管理施設	白浜町田野井1344番地
安宅青梅集出荷共同管理施設	白浜町安宅751番地の1	安宅青梅集出荷共同管理施設	白浜町安宅751番地の1
安宅花き生産団地共同管理施設	白浜町矢田448番地	安宅花き生産団地共同管理施設	白浜町矢田448番地

白浜町農林業産業育成団地共同管理施設条例の一部改正の要旨

1. 改正の趣旨

安宅畜舎共同管理施設を維持管理している生産組合に売却したいので、改正を行う。

2. 改正の内容

条例に規定する農林業産業育成団地共同管理施設の一覧から安宅畜舎共同管理施設を削る。

3. 施行期日

公布の日から施行する。

議案第64号

白浜町宿泊税条例の制定について

白浜町宿泊税条例を制定したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和8年6月2日提出

白浜町長 大江 康弘

理 由

持続可能な観光の振興を図る財源として宿泊税を導入したいので、本案を提出する。

## 白浜町条例第 号

### 白浜町宿泊税条例

#### (課税の目的)

第1条 町は、全国有数の国際観光地「白浜」を目指し、旅行者の満足度や利便性、快適性を高めるとともに、住民生活と調和した持続可能な観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第5条第7項の規定に基づき、宿泊税を課する。

#### (定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法及び白浜町税条例（平成18年白浜町条例第49号）において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 旅館業 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第1項に規定する旅館業（同条第4項に規定する下宿営業を除く。）をいう。
- (2) 住宅宿泊事業 住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第2条第3項に規定する住宅宿泊事業をいう。
- (3) 宿泊施設 旅館業に係る施設又は住宅宿泊事業に係る住宅をいう。
- (4) 宿泊 寝具を使用して宿泊施設を利用することをいう。
- (5) 宿泊料金 宿泊の対価として支払うべき金額であって、規則で定めるものをいう。

#### (納税義務者)

第3条 宿泊税は、宿泊施設において、宿泊料金を受けて行われる宿泊に対し、その宿泊者に課する。

#### (課税免除)

第4条 次に掲げる者に対しては、宿泊税を課さない。

- (1) 年齢12歳未満の者
- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学を除く。）における修学旅行その他教育上の見地から行われる行事に参加している者
- (3) 地震等の災害が発生した場合において、宿泊施設を利用する被災者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、公益上その他の事由により規則で定めるもの

#### (税率)

第5条 宿泊税の税率は、宿泊者1人1泊につき、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 宿泊料金が10,000円未満である場合 200円
- (2) 宿泊料金が10,000円以上20,000円未満である場合 300円
- (3) 宿泊料金が20,000円以上50,000円未満である場合 500円
- (4) 宿泊料金が50,000円以上である場合 1,000円

#### (徴収の方法)

第6条 宿泊税の徴収については、特別徴収の方法による。

#### (特別徴収義務者)

第7条 宿泊税の特別徴収義務者（以下「特別徴収義務者」という。）は、旅館業又は住宅宿泊事業の経営者とする。

2 前項の規定にかかわらず、町長は、必要があると認めるときは、宿泊税の徴収について便宜を有すると認める者を特別徴収義務者に指定することができる。

3 特別徴収義務者は、宿泊施設における宿泊者が納付すべき宿泊税を徴収しなければならない。

（特別徴収義務者の申告等）

第8条 前条第1項の規定により特別徴収義務者となるべき者にあつては宿泊施設の経営を開始しようとする日の前日までに、同条第2項の規定により指定を受けた特別徴収義務者にあつては指定を受けた日から10日以内に、宿泊施設ごとに、次に掲げる事項を記載した申告書を町長に提出しなければならない。

(1) 特別徴収義務者の住所又は所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（同条第16項に規定する法人番号をいう。以下同じ。）（個人番号又は法人番号を有しないものにあつては、住所又は所在地及び氏名又は名称）

(2) 宿泊施設の所在地及び名称

(3) 客室数その他施設の概要

(4) 経営を開始する予定年月日（申告の日において既に経営を開始している場合にあつては、経営を開始した年月日）

(5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

2 前項の規定により申告書を提出した者は、同項各号に掲げる事項に異動があつたときは、直ちにその旨を町長に申告しなければならない。

3 第1項の規定による申告をした者は、当該宿泊施設の経営を1月以上休止しようとするときは、あらかじめ、その旨を町長に届け出なければならない。

4 前項の規定による届出をした者であつて、当該届出に係る休止期間を定めなかったものは、当該宿泊施設の経営を再開しようとするときは、遅滞なく、その旨を町長に届け出なければならない。

5 第1項の規定による申告をした者は、当該宿泊施設の経営を廃止したときは、廃止した日から10日以内に、その旨を町長に届け出なければならない。

（納税管理人）

第9条 特別徴収義務者は、町内に住所、居所、事務所又は事業所（以下この項において「住所等」という。）を有しない場合においては、納税に関する一切の事項を処理させるため、町内に住所等を有する者（個人にあつては、独立の生計を営む者に限る。）のうちから納税管理人を定め、その必要が生じた日から10日以内にこれを町長に申告し、又は町外に住所等を有する者（個人にあつては、独立の生計を営む者に限る。）のうち納税に関する一切の事項の処理につき便宜を有するものを納税管理人として定めることについて同日から10日以内に町長に申請してその承認を受けなければならない。この場合において、納税管理人を変更し、又は変更しようとする場合その他申告し、又は申請した事項に異動を生じた場合においても、また同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、特別徴収義務者は、当該特別徴収義務者に係る宿泊税の徴収の確保に支障がないことについて町長に申請してその認定を受けたときは、納税管理人を定めることを要しない。この場合において、当該申請した事項に異動を生じたときは、その異動を生じた日から10日以内にその旨を町長に届け出なければならない。

(申告納入)

第10条 特別徴収義務者は、毎月末日までに、前月1日から同月末日までの間において徴収すべき宿泊税に係る宿泊の総数、税額その他必要な事項を記載した納入申告書を町長に提出するとともに、当該申告に係る納入金を納入しなければならない。

- 2 特別徴収義務者が、規則で定める要件に該当するものとして規則で定めるところにより町長の承認を受けた場合には、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる期間において徴収すべき宿泊税に係る同項の納入申告書を、同表の右欄に掲げる日までに、町長に提出するとともに、当該申告に係る納入金を納入しなければならない。ただし、宿泊施設の経営を1月以上休止しようとする場合又は廃止した場合には、その休止しようとする日又は廃止した日までに徴収すべき宿泊税について、その日から1月以内に、これを申告し、かつ、納入しなければならない。

1 2月1日から2月末日まで	3月末日
3月1日から5月末日まで	6月末日
6月1日から8月末日まで	9月末日
9月1日から11月末日まで	12月末日

- 3 町長は、前項の承認を受けた特別徴収義務者が同項に規定する要件に該当しなくなったと認めるときは、同項の規定による承認を取り消すことができる。

(不足金額等の納入)

第11条 特別徴収義務者は、法第733条の16第4項、第733条の18第8項又は第733条の19第5項の規定による通知を受けた場合には、不足金額（更正による納入金の不足金額又は決定による納入金額をいう。）又は法第733条の18第1項に規定する過少申告加算金額、同条第3項に規定する不申告加算金額若しくは法第733条の19第1項及び第2項に規定する重加算金額を当該通知により指定する納期限までに納入しなければならない。

(徴収不能額等の還付又は納入義務の免除)

第12条 町長は、特別徴収義務者が宿泊料金及び宿泊税の全部又は一部を受け取ることができなくなったことについて正当な理由があると認める場合又は徴収した宿泊税額を失ったことについて天災その他避けることのできない理由があるものと認める場合には、当該特別徴収義務者の申請により、その宿泊税額が既に納入されているときはこれに相当する額を還付し、その宿泊税額がまだ納入されていないときはその納入の義務を免除するものとする。

- 2 特別徴収義務者は、前項の規定により還付又は納入の義務の免除を申請する場合は、当該還付又は納入の義務の免除を必要とする理由を証するに足りる書類を添えて、町長に申請しなければならない。

- 3 町長は、第1項の規定により宿泊税額に相当する額を還付する場合において、還付を受ける特別徴収義務者の未納に係る徴収金があるときは、当該還付すべき額をこれに充

当することができる。

- 4 町長は、第1項の規定による申請があった場合には、同項又は前項の規定による措置をとるかどうかについて、当該申請があった日から60日以内に特別徴収義務者に通知しなければならない。

(特別徴収義務者の帳簿の記載義務等)

第13条 特別徴収義務者は、宿泊施設ごとに帳簿を備え付けて、次に掲げる事項を帳簿に記載し、かつ、当該帳簿を第10条第1項又は第2項の規定により納入申告書を提出した日の属する月の末日の翌日から起算して3月を経過した日から5年間保存しなければならない。

- (1) 宿泊年月日、宿泊者数、宿泊税の課税対象となる宿泊者数及び宿泊税額
- (2) 前号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

- 2 特別徴収義務者は、次に掲げる書類を作成し、かつ、当該書類に記載する宿泊が行われた日の属する月の末日の翌日から起算して3月を経過した日から2年間保存しなければならない。

- (1) 宿泊に係る売上伝票その他の書類で、宿泊年月日、宿泊者数及び宿泊税額が記載されているもの
- (2) 前号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(帳簿及び書類の電磁的記録による保存等)

第14条 特別徴収義務者は、前条第1項の規定により備付け及び保存をしなければならない帳簿(以下「関係帳簿」という。)の全部又は一部について、自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成する場合には、規則で定めるところにより、当該関係帳簿に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)の備付け及び保存をもって当該関係帳簿の備付け及び保存に代えることができる。

- 2 特別徴収義務者は、前条第2項の規定により作成及び保存をしなければならない書類(以下「関係書類」という。)の全部又は一部について、自己が一貫して電子計算機を使用して作成する場合には、規則で定めるところにより、当該関係書類に係る電磁的記録の保存をもって当該関係書類の保存に代えることができる。

- 3 前項に規定するもののほか、特別徴収義務者は、関係書類(規則で定めるものを除く。)の全部又は一部について、当該関係書類に記載されている事項を規則で定める装置により電磁的記録に記録する場合には、規則で定めるところにより、当該関係書類に係る電磁的記録の保存をもって当該関係書類の保存に代えることができる。この場合において、当該関係書類に係る電磁的記録の保存が当該規則で定めるところに従って行われていないとき(当該関係書類の保存が行われている場合を除く。)は、当該特別徴収義務者は、当該電磁的記録を保存すべき期間その他の規則で定める要件を満たして当該電磁的記録を保存しなければならない。

(帳簿及び書類の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等)

第15条 特別徴収義務者は、関係帳簿の全部又は一部について、自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成する場合には、規則で定めるところにより、当

該関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルム（電子計算機を用いて電磁的記録を出力することにより作成するマイクロフィルムをいう。以下同じ。）による保存をもって当該関係帳簿の備付け及び保存に代えることができる。

2 特別徴収義務者は、関係書類の全部又は一部について、自己が一貫して電子計算機を使用して作成する場合には、規則で定めるところにより、当該関係書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもって当該関係書類の保存に代えることができる。

3 前条第1項の規定により関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存をもって当該関係帳簿の備付け及び保存に代えている特別徴収義務者又は同条第2項の規定により関係書類に係る電磁的記録の保存をもって当該関係書類の保存に代えている特別徴収義務者は、規則で定める場合には、当該関係帳簿又は当該関係書類の全部又は一部について、規則で定めるところにより、当該関係帳簿又は当該関係書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもって当該関係帳簿又は当該関係書類に係る電磁的記録の保存に代えることができる。

（町税に関する法令の規定の適用）

第16条 第14条第1項、第2項若しくは第3項前段又は前条各項のいずれかに規定する規則で定めるところに従って備付け及び保存が行われている関係帳簿又は保存が行われている関係書類に係る電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムに対する町税に関する法令の規定の適用については、当該電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムを当該関係帳簿又は当該関係書類とみなす。

（間接地方税及び夜間執行の制限を受けない地方税）

第17条 宿泊税は、地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第6条の22の4第6号及び第6条の22の9第4号に規定する条例で指定する法定外目的税とする。

（賦課徴収）

第18条 宿泊税の賦課徴収については、この条例に定めるもののほか、法令及び白浜町税条例の定めるところによる。

（委任）

第19条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

（帳簿の記載義務違反等に関する罪）

第20条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第13条第1項の規定により帳簿に記載すべき事項について正当な事由がなくて記載をせず、若しくは虚偽の記載をした者又は同項の帳簿を隠匿した者
- (2) 第13条第1項の規定に違反して同項の帳簿を同項に定める期間保存しなかった者
- (3) 第13条第2項の規定により作成すべき書類について正当な事由がなくて作成をせず、若しくは虚偽の書類を作成した者又は同項の書類を隠匿した者
- (4) 第13条第2項の規定に違反して同項の書類を同項に定める期間保存しなかった者

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従事者がその法人又は人

の業務に関して前項各号に規定する違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

(納税管理人に係る不申告に関する過料)

第21条 第9条第2項の認定を受けていない特別徴収義務者で同条第1項の承認を受けていないものが同項の規定によって申告すべき納税管理人について正当な事由がなくて申告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、町長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、法第731条第2項の規定による総務大臣の同意を得た日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、附則第3項及び第4項の規定は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この条例は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の宿泊（施行日の前日から施行日にかけて行われる宿泊を除く。）について適用する。

(準備行為)

3 第7条第2項の規定による指定及び第9条第1項の規定による承認並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、施行日前においても、この条例の規定の例により行うことができる。

4 この条例の公布の日において現に旅館業又は住宅宿泊事業を営んでいる者又は同日から施行日までの間において旅館業又は住宅宿泊事業を営もうとする者は、施行日の前日までに、第8条の規定の例により町長に申告しなければならない。

(検討)

5 町長は、この条例の施行後3年を経過した場合において、この条例の施行の状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、宿泊税に係る制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとし、その後においても、5年ごとに同様の検討を行うものとする。

## 白浜町宿泊税条例制定の要旨

## 1. 制定の趣旨

全国有数の国際観光地「白浜」を目指し、旅行者の満足度や利便性、快適性を高めるとともに、住民生活と調和した持続可能な観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため、宿泊税の導入に関し、必要な事項を定める。

## 2. 条例の内容

- (1) 宿泊税の課税の目的や定義、宿泊税の納税義務者等について定める。(第1条—第3条関係)
- (2) 課税免除について定める。(第4条関係)
- (3) 税率及び徴収方法について定める。(第5条、第6条関係)
- (4) 特別徴収義務者、納税管理人及び宿泊税の申告、納入等について定める。(第7条—第12条関係)
- (5) 特別徴収義務者の帳簿の記載義務やその保存等について定める。(第13条—第16条関係)
- (6) 宿泊税を法定外目的税とし、賦課徴収等について定める。(第17条—第19条関係)
- (7) 帳簿の記載義務違反等や納税管理人が不申告をしたときの罰則について定める。(第20条、第21条関係)

## 3. 施行期日等

地方税法(昭和25年法律第226号)第731条第2項の規定による総務大臣の同意を得た日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

議案第65号

訴えの提起について

未払いの貸付金の請求に関して、次のとおり訴えを提起することについて、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求める。

令和8年6月2日提出

白浜町長 大江 康弘

記

1. 訴えの相手方

和歌山県西牟婁郡白浜町在住

個人

和歌山県和歌山市在住

個人

和歌山県和歌山市在住

個人

和歌山県西牟婁郡白浜町在住

個人

和歌山県西牟婁郡白浜町在住

個人

2. 請求の趣旨

- (1) 相手方に対し、6,496,316円（以下「請求金額」という。）の支払を求める。
- (2) 請求金額の内828,643円に対する平成12年1月1日から支払済みまで年10.95%の割合による金員の支払を求める。
- (3) 請求金額の内4,913,704円に対する平成19年1月1日から支払済みまで年10.95%の割合による金員の支払を求める。
- (4) 相手方に対し訴訟費用の負担を求める。

3. 請求の原因

昭和56年10月9日に日置川町は、原債務者に対し、住宅新築資金及び宅地取得資金に係る金銭消費貸借契約を締結し、利息を年2%として10,000,000円を貸し渡した。

白浜町は平成18年3月1日に日置川町と合併し原告となり、本件貸付の貸主の地位は日置川町から白浜町に継承された。

原債務者は令和5年9月1日に死亡し、訴えの相手方は本件貸付の借主の地位を法定相続分の割合に応じて相続し、令和5年12月8日に本件貸付に関する原債務者の債務全部について、連帯して併存的に債務を引き受けることを約したが、令和7年3月28日に100,000円を支払ったのを最後に支払をしていない。よって本件訴えを提起するものである。

#### 4. 訴訟遂行の方針

- (1) 判決の結果必要と認める場合は、上訴するものとする。
- (2) 訴訟において必要がある場合は、適当と認める条件で和解又は調停に応ずるものとする。

## 提訴の理由

## 1. 事案の概要

昭和56年10月9日に日置川町は、原債務者に対し、住宅新築資金及び宅地取得資金に係る金銭消費貸借契約を締結し、利息を年2%として10,000,000円を貸し渡した。

白浜町は平成18年3月1日に日置川町と合併し原告となり、本件貸付の貸主の地位は日置川町から白浜町に継承された。

原債務者は令和5年9月1日に死亡し、訴えの相手方は本件貸付の借主の地位を法定相続分の割合に応じて相続し、令和5年12月8日に本件貸付に関する原債務者の債務全部について、連帯して併存的に債務を引き受けることを約したが、令和7年3月28日に100,000円を支払ったのを最後に支払をしていない。

## 2. 貸付金の種別

## (1) 住宅新築資金

契約日 昭和56年10月9日

償還期間 昭和57年1月31日から平成11年12月31日

契約額 2,000,000円

滞納額 886,105円

## (2) 住宅新築資金

契約日 昭和56年10月9日

償還期間 昭和57年1月31日から平成18年12月31日

契約額 5,000,000円

滞納額 3,586,949円

## (3) 宅地取得資金

契約日 昭和56年10月9日

償還期間 昭和57年1月31日から平成18年12月31日

契約額 3,000,000円

滞納額 2,023,262円

## 3. 提訴について

白浜町は、訴えの相手方に対し、文書通知、架電等を行ったが連絡がつかず、支払う意思がないと判断したため、6,496,316円（以下「請求金額」という。）及び請求金額の内828,643円に対する平成12年1月1日から支払済みまで年10.95%の割合による金員及び請求金額の内4,913,704円に対する平成19年1月1日から支払済みまで年10.95%の割合による金員の支払並びに訴訟費用は訴えの相手方の負担とする訴訟を提起する。

議案第66号

令和8年度

白浜町一般会計補正予算（第1号）

令和8年度白浜町一般会計補正予算（第1号）

令和8年度白浜町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ388,400千円を追加し、歳入歳出予算総額を歳入歳出それぞれ

1,4,067,400千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 既定の債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 既定の地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和8年6月2日提出

白浜町長 大江 康弘

# 第1表 歳入歳入歳出予算補正

単位：千円

歳入	款	項	補正前の額	補正額	計
15. 国庫支出金			1, 118, 394	85, 067	1, 203, 461
		2. 国庫補助金	193, 074	85, 067	278, 141
16. 県支出金			1, 012, 242	△12, 819	999, 423
		2. 県補助金	334, 789	△12, 819	321, 970
18. 寄附金			806, 601	992	807, 593
		1. 寄附金	806, 601	992	807, 593
19. 繰入金			1, 085, 873	110, 335	1, 196, 208
		2. 基金繰入金	1, 082, 110	110, 335	1, 192, 445
21. 諸収入			407, 456	6, 625	414, 081
		5. 雑入	163, 950	6, 625	170, 575
22. 町債			458, 200	198, 200	656, 400
		1. 町債	458, 200	198, 200	656, 400
歳入	合	計	13, 679, 000	388, 400	14, 067, 400

歳出

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 議会費		87,235	8,940	96,175
	1. 議会費	87,235	8,940	96,175
2. 総務費		2,541,149	154,570	2,695,719
	1. 総務管理費	2,315,005	149,190	2,464,195
	2. 徴税費	169,545	4,995	174,540
	3. 戸籍住民基本台帳費	46,929	405	47,334
	5. 統計調査費	8,434	△20	8,414
3. 民生費		4,058,252	△13,376	4,044,876
	1. 社会福祉費	2,833,755	△6,092	2,827,663
4. 衛生費	2. 児童福祉費	1,216,347	△7,284	1,209,063
		1,810,504	25,848	1,836,352
6. 農林水産業費	1. 保健衛生費	794,005	1,590	795,595
	2. 清掃費	1,016,499	24,258	1,040,757
		543,403	10,463	553,866
	1. 農業費	260,812	4,342	265,154

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
	2. 林業費	149,331	3,917	153,248
	3. 水産業費	133,260	2,204	135,464
7. 観光費		464,448	128	464,576
	1. 観光費	437,838	△872	436,966
	2. 商工費	26,610	1,000	27,610
8. 土木費		607,316	32,344	639,660
	1. 土木管理費	72,668	254	72,922
	2. 道路橋梁費	204,707	32,000	236,707
	4. 都市計画費	244,558	90	244,648
9. 消防費		816,875	5,701	822,576
	1. 消防費	816,875	5,701	822,576
10. 教育費		1,052,805	162,282	1,215,087
	1. 教育総務費	267,982	2,461	270,393
	3. 中学校費	67,847	152,642	220,489
	4. 幼稚園費	21,179	△338	20,841

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
	5. 社会教育費	296,467	2,269	298,736
	6. 保健体育費	197,746	5,248	202,994
II. 災害復旧費		3,000	1,500	4,500
	1. 農林水産業施設災害復旧費	1,500	1,500	3,000
歳出	合計	13,679,000	388,400	14,067,400

## 第2表 債務負担行為補正

単位：千円

1. 追加

事 項	期 間	限 度 額
一般社団法人権共済組が所有する白浜町椿字小浦1081番地の1、同番65、同番66のうち35,000㎡(最終処分場用地)の賃貸借契約	令和9年度から令和25年度まで	年額3,570千円 但し3ヶ年毎に経済情勢を斟酌して改定した場合は、その改定額
最終処分場水道管敷設用地及びポンプ室用地の賃貸借契約 2件	令和9年度から令和25年度まで	年額51千円 但し3ヶ年毎に経済情勢等により改定した場合は、その改定額
最終処分場放流パイプ敷設用地の賃貸借契約	令和9年度から令和25年度まで	年額30千円 但し3ヶ年毎に経済情勢等により改定した場合は、その改定額

### 第3表 地方債補正

1. 追加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率		償還の方法
			起債の方法	利率	
ITオフィス整備事業	39,300	証書借入等の方法により政府その他より起債する。	5.0%以内(ただし、利率見直し、利率見直し、政府資金、地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しをおこなった後においては、当該見直し後の利率)	同上	借入先の融通条件に従うものとする。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができ。
公共施設整備事業	72,000	同上	同上	同上	同上

単位：千円

2. 変更

起債の目的	補正前		補正後		償還の方法
	限度額	起債の方法	限度額	起債の方法	
ブロードバンド基盤整備事業	53,300	証書借入等の方法により政府その他より起債する。	54,100	補正前に同じ	補正前に同じ
林道施設整備事業	36,600	同上	46,400	同上	同上
教育施設整備事業	14,900	同上	91,200	同上	同上

単位：千円

# 歳入歳出補正予算事項別明細書

## 1 総括

(歳入)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計
15. 国庫支出金	1, 118, 394	85, 067	1, 203, 461
16. 県支出金	1, 012, 242	△12, 819	999, 423
18. 寄附金	806, 601	992	807, 593
19. 繰入金	1, 085, 873	110, 335	1, 196, 208
21. 諸収入	407, 456	6, 625	414, 081
22. 町債	458, 200	198, 200	656, 400
歳入合計	13, 679, 000	388, 400	14, 067, 400

(歳出)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 議会費	87,235	8,940	96,175			8,940	
2. 総務費	2,541,149	154,570	2,695,719	770	112,100	825	
3. 民生費	4,058,252	△13,376	4,044,876			80	
4. 衛生費	1,810,504	25,848	1,836,352			2,377	
6. 農林水産業費	543,403	10,463	553,866	△9,790	9,800	3,917	
7. 観光費	464,448	128	464,576			128	
8. 土木費	607,316	32,344	639,660			32,344	
9. 消防費	816,875	5,701	822,576			5,701	
10. 教育費	1,052,805	162,282	1,215,087	81,268	76,300	7,023	
11. 災害復旧費	3,000	1,500	4,500			1,500	
歳 出 合 計	13,679,000	388,400	14,067,400	72,248	198,200	14,222	
						103,730	

2 歳 入

単位：千円

(款) 15. 国庫支出金 (項) 2. 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 総務費国庫補助金	15,067	6,950	22,017	1. 総務管理費補助金	6,180	地域未来交付金 (地域防災緊急整備型)
				3. 住民基本台帳費補助金	770	マイナンバーカード交付事務費補助金
7. 教育費国庫補助金	40,461	78,117	118,578	2. 中学校費補助金	76,321	空調設備整備臨時特例交付金
				6. 社会教育費補助金	1,796	子ども・子育て支援交付金 (学童保育事業)
計	193,074	85,067	278,141			

(款) 16. 県支出金 (項) 2. 県補助金

1. 総務費県補助金	27,485	△6,180	21,305	1. 総務管理費補助金	△6,180	わかやま防災力パワーアップ補助金
5. 農林水産業費県補助金	114,632	△9,790	104,842	2. 林業費補助金	△9,790	農山漁村地域整備交付金事業補助金
9. 教育費県補助金	78,153	3,151	81,304	3. 社会教育費補助金	1,796	子ども・子育て支援補助金 (学童保育事業)
				7. 保健体育費補助金	1,355	学校給食費無償化事業補助金
計	334,789	△12,819	321,970			

(款) 18. 寄附金 (項) 1. 寄附金

単位: 千円

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 一般寄附金	800,000	912	800,912	1. 一般寄附金	912	一般寄附金 912
3. 民生費寄附金	0	80	80	1. 社会福祉費寄附金	80	社会福祉費寄附金 80
計	806,601	992	807,593			

(款) 19. 繰入金 (項) 2. 基金繰入金

1. 基金繰入金	1,082,110	110,335	1,192,445	1. 財政調整基金繰入金	102,818	財政調整基金繰入金 102,818
				21. 地域活性化基金繰入金	3,600	地域活性化基金繰入金 3,600
				26. 森林環境整備基金繰入金	3,917	森林環境整備基金繰入金 3,917
計	1,082,110	110,335	1,192,445			

単位：千円

(項) 5. 雑入

(款) 21. 諸収入

目	修正前の額	修正額	計	節		説明
				区分	金額	
3. 雑入	157,253	6,625	163,878	2. その他	6,625	コミュニケーション助成金 学校給食徴収金 ケーブルテレビ設備更改負担金
計	163,950	6,625	170,575			

(項) 1. 町債

(款) 22. 町債

1. 総務債	93,000	112,100	205,100	4. プロードバンド基 盤整備事業債	800	プロードバンド基盤整備事業債	800
4. 農林水産業債	59,800	9,800	69,600	16. ITオフィス整備 事業債	39,300	ITオフィス整備事業債	39,300
8. 教育債	14,900	76,300	91,200	17. 公共施設整備事業 債	72,000	公共施設整備事業債	72,000
計	458,200	198,200	656,400	2. 林業施設整備事業 債	9,800	林業施設整備事業債	9,800
歳入合計	13,679,000	388,400	14,067,400	1. 教育施設整備事業 債	76,300	教育施設整備事業債	76,300

3 歳 出

(款) 1. 議会費

単位：千円

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節 区 分	金 額	説 明
				国県支出金	特 定 財 源				
					地方債	その他			
1. 議会費	87,235	8,940	96,175			8,940	2. 給料 3. 職員手当等	5,025 2,334	一般職給料(3人) 通勤手当 住宅手当 期末手当 勤勉手当 市町村総合事務組合負担金(退職手当分 352)
計	87,235	8,940	96,175			8,940	4. 共済費	1,581	職員共済組合負担金 1,581

単位：千円

(款) 2. 総務費 (項) 1. 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				国県支出金	特定財源	地方債	その他	区	金額	
1. 一般管理費	441,200	△13,712	427,488				△13,712	2. 給料	△10,978	一般職給料(32人) △10,978
								3. 職員手当等	△1,665	扶養手当 1,248 通勤手当 △630 住宅手当 △255 管理職手当 480 児童手当 660 期末手当 △1,406 勤勉手当 △820 地域手当 121 市町村総合事務組合負担金(退職手当分) △1,063
								4. 共済費	△3,685	職員共済組合負担金 △3,685
								12. 委託料	1,826	弁護士委託料 1,826
								18. 負担金、補助 及び交付金	790	職員研修費 790
4. 会計管理費	37,722	425	38,147				425	2. 給料	125	一般職給料(3人) 125
								3. 職員手当等	278	管理職手当 120 期末手当 68 勤勉手当 81 市町村総合事務組合負担金(退職手当分) 9
								4. 共済費	22	職員共済組合負担金 22

(款) 2. 総務費 (項) 1. 総務管理費

単位：千円

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源	財源			区分	金額	
					国県支出金	地方債				
5. 財産管理費	53,375	80,000	133,375		72,000		8,000	12. 委託料	80,000	公共施設照明LED化業務委託料 80,000
9. ITビジネス オプイスマ 理費	3,391	80,512	83,903		39,300		41,212	12. 委託料 14. 工事請負費	2,544 77,968	施工監理委託料 2,544 施設整備工事費 77,968
10. 電算情報費	249,242	2,755	251,997		800	825	1,130	12. 委託料 13. 使用料及び賃 借料	2,305 450	基幹系機器保守委託料 655 ケーブルテレビ設備更改委託料 1,650 自治体基盤クラウドシステムサービス利 用料 450
12. 支所及び出 張所費	128,103	△268	127,835				△268	2. 給料 3. 職員手当等	△488 △36	一般職給料(12人) △488 扶養手当 △354 通勤手当 △23 住宅手当 336 児童手当 △20 期末手当 △17 勤勉手当 △15 市町村総合事務組合負担金(退職手当分 57)
14. 防災費	146,153	△393	145,760				△393	4. 共済費 10. 需用費 2. 給料	29 227 △842	職員共済組合負担金 29 施設修繕料 227 一般職給料(8人) △842

単位：千円

(款) 2. 総務費 (項) 1. 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節	説明	
				補正額の財源			一般財源			金額
				国県支出金	特定財	その他				
							3. 職員手当等	408 通勤手当 191 住宅手当 300 児童手当 85 期末手当 △213 勤勉手当 △172 市町村総合事務組合負担金(退職手当分) 217		
							4. 共済費	41 職員共済組合負担金		
15. 地籍調査費	176,660	△129	176,531			△129	2. 給料	△581 一般職給料(5人)		
							3. 職員手当等	235 扶養手当 312 通勤手当 △60 住宅手当 △12 児童手当 250 期末手当 △116 勤勉手当 △99 市町村総合事務組合負担金(退職手当分) △40		
計	2,315,005	149,190	2,464,195		112,100	36,265	4. 共済費	217 職員共済組合負担金		

単位：千円

(款) 2. 総務費 (項) 2. 徴税費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				特定財源		一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債				
1. 税務総務費	101,369	4,368	105,737			4,368	2. 給料	2,416	一般職給料(13人) 2,416
							3. 職員手当等	990	扶養手当 156 通勤手当 △31 住宅手当 321 児童手当 120 期末手当 225 勤勉手当 89 市町村総合事務組合負担金(退職手当分) ) 110
2. 課徴収費	68,176	627	68,803			627	4. 共済費	962	職員共済組合負担金 962
計	169,545	4,995	174,540			4,995	12. 委託料	627	システム改修委託料 627

単位：千円

(款) 2. 総務費 (項) 3. 戸籍住民基本台帳費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				特 定 財 源	財源 その他		区 分	金 額	
					国県支出金	地方債			
1. 戸籍住民基本台帳費	46,929	405	47,334	770		△365	2. 給料	△149	一般職給料(3人) △149
							3. 職員手当等	△415	通勤手当 △30 住宅手当 △324 期末手当 △32 勤勉手当 △27 市町村総合事務組合負担金(退職手当分) △2
							4. 共済費	25	職員共済組合負担金 25
							17. 備品購入費	770	プリンター購入費 770
							22. 償還金、利子及び割引料	174	過年度国庫支出金精算返還金 174
計	46,929	405	47,334	770		△365			

(款) 2. 総務費 (項) 5. 統計調査費

1. 統計調査総務費	6,857	△20	6,837			△20	4. 共済費	△20	職員共済組合負担金 △20
計	8,434	△20	8,414			△20			

(意) 3. 民生費 (項) 1. 社会福祉費

単位：千円

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節 区分	金額	説明
				一般財源						
				国県支出金	特定財源	地方債	その他			
1. 社会福祉総務費	1,644,590	△5,657	1,638,933				△5,657	2. 給料	1,109	一般職給料 (10人)
								3. 職員手当等	1,465	扶養手当 588 通勤手当 △30 児童手当 60 期末手当 413 勤勉手当 357 市町村総合事務組合負担金 (退職手当分) 77
								4. 共済費	423	職員共済組合負担金
2. 老人福祉費	1,141,589	△150	1,141,439				△150	27. 繰出金	△8,654	国民健康保険事業特別会計事業勘定繰出金 △8,654
								27. 繰出金	△150	後期高齢者医療特別会計繰出金 △750 介護保険特別会計繰出金 600
3. 国民年金費	16,930	△263	16,667				△263	2. 給料	△157	一般職給料 (2人)
								3. 職員手当等	△276	扶養手当 △50 通勤手当 △84 期末手当 △71 勤勉手当 △60 市町村総合事務組合負担金 (退職手当分) △11
								4. 共済費	170	職員共済組合負担金

単位：千円

(款) 3. 民生費 (項) 1. 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				待	財源		区分	金額	
					国県支出金	地方債			
5. 住民交流センター運営費	22,226	△22	22,204				4. 共済費	△22	職員共済組合負担金
計	2,833,755	△6,092	2,827,663			△6,092			

(意) 3. 民生費 (項) 2. 児童福祉費

単位：千円

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節 区分	金額	説明
				特定財源			一般財源			
				国庫支出金	地方債	その他				
1. 児童福祉総務費	51,168	278	51,446			278	2. 給料	25	一般職給料(3人)	
							3. 職員手当等	151	通勤手当 住宅手当 期末手当 勤勉手当 市町村総合事務組合負担金(退職手当分)	
							4. 共済費	102	職員共済組合負担金	
3. 保育所費	755,999	△7,562	748,437		80	△7,642	2. 給料	△6,507	一般職給料(32人)	
							3. 職員手当等	116	扶養手当 通勤手当 住宅手当 期末手当 勤勉手当 市町村総合事務組合負担金(退職手当分)	
							4. 共済費	△1,252	職員共済組合負担金	
							10. 需用費	81	消耗品費	
計	1,216,347	△7,284	1,209,063		80	△7,364				

単位：千円

(款) 4. 衛生費 (項) 1. 保健衛生費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節 区 分	金額	説 明
				特 定 財 源	一般財源					
					国県支出金	地方債	その他			
1. 保健衛生総務費	300,888	1,851	302,739				1,851	631	一般職給料 (13人)	
								1,331	扶養手当 通勤手当 住宅手当 児童手当 期末手当 勤劬手当	
									666 △125 6 440 157 142	
								△111	市町村総合事務組合負担金 (退職手当分)	
2. 予防費	77,232	264	77,496				264	264	職員共済組合負担金	
3. 保健センター費	3,102	54	3,156				54	54	システム改修委託料 施設修繕料	
5. 環境衛生費	183,193	△2,379	180,814				△2,379	△959	一般職給料 (7人)	
								△2,505	扶養手当 通勤手当 住宅手当 児童手当 期末手当 勤劬手当	
									△900 △9 △12 △720 △440 △357 市町村総合事務組合負担金 (退職手当分)	
									△67	

(款) 4. 衛生費 (項) 1. 保健衛生費

単位：千円

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節 区分	金額	説明
				待定財源			一般財源			
				国県支出金	地方債	その他				
							4. 共済費	△728	職員共済組合負担金 △728	
							10. 需用費	553	施設修繕料 553	
							11. 役務費	1,260	水質検査手数料 660 土地鑑定手数料 600	
8. 源泉及び温 泉配湯費	22,008	1,800	23,808				12. 委託料	1,800	温泉管洗浄委託料 1,800	
計	794,005	1,590	795,595							

単位：千円

(款) 4. 衛生費 (項) 2. 清掃費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節 区分	金額	説明
				国県支出金	特定財源	その他			
1. 塵芥処理費	742,470	23,397	765,867		一般財源		787	一般職給料(9人)	
							705	扶養手当 通勤手当 児童手当 期末手当 勤勉手当	
								120 82 △20 254 214	
							328	市町村総合事務組合負担金(退職手当分)	
								55	
							328	職員共済組合負担金	
							7,790	指定ごみ袋購入費 施設修繕料	
							358	リサイクル手数料 自動車登録手数料 自動車保険料	
							1,073	散水栓設置業務委託料 日鷹川地区ごみ収集委託料	
							12,179	移動式愛玩動物火葬炉搭載車 倉庫購入費	
							66	研修会等負担金	
							111	自動車重量税	

単位：千円

(款) 4. 衛生費 (項) 2. 清掃費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				国県支出金	特定財源	一般財源	区分	金額	
3. 最終処分費	57,791	861	58,652		2,377	△1,516	13. 使用料及び賃借料	△1,339	借地料
							18. 負担金、補助及び交付金	1,600	樺区衛生施設周辺地域活性化事業補助金
							24. 積立金	600	地域活性化基金積立金
計	1,016,499	24,258	1,040,757		2,377	21,881			

単位：千円

(款) 6. 農林水産業費 (項) 1. 農業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				国県支出金	特定財源	地方債その他	区分	金額	
2. 農業総務費	117,752	3,141	120,893				2,133	2,133	一般職給料(14人)
							214	△312	扶養手当
								22	通勤手当
								△312	住宅手当
								△335	児童手当
								351	期末手当
								651	勤勉手当
								149	市町村給合事務組合負担金(退職手当分)
							794	794	職員共済組合負担金
3. 農業振興費	86,266	1,201	87,467				120	120	鳥獣被害対策実施隊活動報酬
									20,000円×3人×2回
							114	114	消耗品費
							552	552	緊急統制用備品購入費
							415	415	有害鳥獣処分事業補助金
計	260,812	4,342	265,154						
							4,342		

単位：千円

(款) 6. 農林水産業費 (項) 2. 林業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				特出金	地方債	その他	区分	金額	
2. 林業振興費	67,749	3,917	71,666			3,917	12. 委託料	3,917	林政アドバイザー委託料
3. 林道維持費	66,081	0	66,081	△9,790	9,800				財源更正
計	149,331	3,917	153,248	△9,790	9,800	3,917			

(款) 6. 農林水産業費 (項) 3. 水産業費

2. 水産業振興費	68,657	1,013	69,670				10. 需用費	1,013	器具修繕料 施設修繕料	757 256
3. 漁港管理費	8,753	1,191	9,944				14. 工事請負費	1,191	漁港補修工事費	1,191
計	133,260	2,204	135,464					2,204		

単位：千円

(款) 7. 観光費 (項) 1. 観光費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節 区分	金額	説明
				国県支出金	特定財源	地方債			
			その他						
1. 観光総務費	223,734	△1,057	222,677				△1,057	2. 給料 一般職給料(10人) △831	
								3. 職員手当等 扶養手当 △216 通勤手当 △38 期末手当 △273 勤勉手当 △243 市町村総合事務組合負担金(退職手当分) △58	
								4. 共済費 職員共済組合負担金 △339	
								10. 需用費 施設修繕料 292	
								14. 工事請負費 撤去工事費 649	
4. 公園費	133,036	185	133,221				185	11. 役務費 電話料 185	
計	437,838	△872	436,966				△872		

(款) 7. 観光費 (項) 2. 商工費

2. 商工振興費	26,610	1,000	27,610				1,000	18. 負担金、補助 及び交付金 商店街開業等支援事業補助金 1,000
計	26,610	1,000	27,610				1,000	

単位：千円

(款) 8. 土木費 (項) 1. 土木管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				国庫支出金	特定財源	一般財源	区分	金額		
										地方債
1. 土木総務費	71,819	254	72,073			254	3. 職員手当等	105	児童手当	105
計	72,668	254	72,922			254	4. 共済費	149	職員共済組合負担金	149

(款) 8. 土木費 (項) 2. 道路橋梁費

2. 道路維持費	73,744	32,000	105,744			32,000	14. 工事請負費	32,000	道路維持補修工事費	32,000
計	204,707	32,000	236,707			32,000				

(款) 8. 土木費 (項) 4. 都市計画費

1. 都市計画総務費	202,158	90	202,248			90	4. 共済費	90	職員共済組合負担金	90
計	244,558	90	244,648			90				

単位：千円

(款) 9. 消防費 (項) 1. 消防費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節 区分	金額	説明
				国県支出金	特定財源	地方債	その他			
1. 常備消防費	536,882	7,793	544,675				7,793	1,417	一般職給料 (58人)	
								2,258	扶養手当 通勤手当 住宅手当 管理職手当 児童手当 期末手当 勤勉手当	
								4,118	市町村総合事務組合負担金 (退職手当分)	
								4,118	職員共済組合負担金	
3. すさみ消防 委託費	200,484	△2,092	198,392				△2,092	△1,604	一般職給料 (18人)	
								△964	扶養手当 通勤手当 住宅手当 児童手当 期末手当 勤勉手当	
								476	市町村総合事務組合負担金 (退職手当分)	
								476	職員共済組合負担金	
計	816,875	5,701	822,576				5,701			

(款) 10. 教育費 (項) 1. 教育総務費

単位：千円

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節 区分	金額	説明
				国県支出金	特定財源	一般財源				
						地方債	その他			
2. 事務局費	90,954	1,592	92,546			1,592		349	一般職給料(8人)	
							3. 職員手当等	462	扶養手当 通勤手当 住宅手当 児童手当 期末手当 勤勉手当 市町村総合事務組合負担金(退職手当分)	
							4. 共済費	781	職員共済組合負担金	
3. 日置川教育 事務所費	23,266	△354	22,912			△354	2. 給料	△361	一般職給料(2人)	
							3. 職員手当等	133	扶養手当 通勤手当 管理職手当 児童手当 期末手当 勤勉手当 市町村総合事務組合負担金(退職手当分)	
							4. 共済費	△126	職員共済組合負担金	
6. 教育諸費	45,693	1,223	46,916			1,223	14. 工事請負費	1,223	空調設備更新工事	
計	267,932	2,461	270,393			1,238				

単位：千円

(款) 10. 教育費 (項) 3. 中学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				財源			一般財源	区分	金額		
				国県支出金	特 定 財	その他					
1. 学校管理費	57,029	152,642	209,671	76,321	76,300		21	12. 委託料	5,481	施工監理委託料	5,481
計	67,847	152,642	220,489	76,321	76,300		21	14. 工事請負費	147,161	中学校体育館空調設備整備工事費	147,161

(款) 10. 教育費 (項) 4. 幼稚園費

1. 幼稚園費	21,179	△338	20,841				△338	3. 職員手当等	△333	通勤手当 住宅手当	△9 △324
計	21,179	△338	20,841				△338	4. 共済費	△5	公立学校共済組合負担金	△5

(款) 10. 教育費 (項) 5. 社会教育費

単位：千円

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節 区分	金額	説明
				国県支出金	特定財源	一般財源				
						地方債	その他			
1. 社会教育総務費	45,253	△6,139	39,114			△6,139		2. 給料 △2,409	一般職給料(5人) △2,409	
							3. 職員手当等 △2,118		扶養手当 △276 通勤手当 6 児童手当 240 期末手当 △912 勤勉手当 △812 市町村総合事務組合負担金(退職手当分) △364	
3. 公民館費	35,649	△805	34,844			△805		4. 共済費 △28	職員共済組合負担金 △1,612	
							3. 職員手当等 △723		一般職給料(2人) △28 扶養手当 △432 通勤手当 △89 児童手当 △20 期末手当 △82 勤勉手当 △98 市町村総合事務組合負担金(退職手当分) △2	
4. 図書館費	33,197	6,289	39,486			1,089		4. 共済費 △54	職員共済組合負担金 △54	
						5,200		2. 給料 404	一般職給料(1人) 404	
							3. 職員手当等 45		通勤手当 △200 住宅手当 12 期末手当 111	

単位：千円

(款) 10. 教育費 (項) 5. 社会教育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明	
				国県支出金	特定財源	地方債		その他	区分		金額
										勤労手当 市町村総合事務組合負担金(退職手当分) )	
										94 28	
									4. 共済費	74	
									11. 役務費	250	
									自動車登録手数料 自動車保険料	238 12	
									17. 備品購入費	5,509	
									移動図書車購入費	5,509	
									26. 公課費	7	
									自動車重量税	7	
5. 児童館費	28,567	57	28,624				57		4. 共済費	57	
6. 学童保育費	119,402	2,867	122,269	3,592			△795		12. 委託料	2,867	
計	296,467	2,269	298,736	3,592		5,200	△6,523				

(款) 10. 教育費 (項) 6. 保健体育費

単位：千円

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源	一般財源		区分	金額		
					国県支出金	地方債				その他
2. 体育施設費	29,086	1,892	30,978			1,892	14. 工事請負費	1,892	施設補修工事費	1,892
6. 学校給食費	87,380	3,356	90,736	1,355	600	1,401	10. 需用費	3,318	給食材料費	3,318
計	197,746	5,248	202,994	1,355	600	3,293	18. 負担金、補助及び交付金	38	学校給食費相当額補助金	38

(款) 11. 災害復旧費 (項) 1. 農林水産業施設災害復旧費

1. 農林水産業施設災害復旧費	1,500	1,500	3,000			1,500	14. 工事請負費	1,500	農業用施設災害復旧工事費 (現年単独災害) 500 林業用施設災害復旧工事費 (現年単独災害) 500 水産業用施設災害復旧工事費 (現年単独災害) 500
計	1,500	1,500	3,000			1,500			
歳出合計	13,679,000	388,400	14,067,400	72,248	14,222	103,730			

給 与 費 明 細 書

1 一 般 職

(1) 総括

単位：千円

区分	職員数 (人)	給 与 費			共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当			
補正後	(185) 294	353,446	1,127,194	888,695	467,633	2,836,968	
補正前	(185) 299	353,446	1,138,667	889,043	465,148	2,846,304	
比 較	(0) △ 5	0	△ 11,473	△ 348	2,485	△ 9,336	
							計

職員数における( )書きは、短時間勤務職員に係るもので、外書きである。

単位：千円

区 分	扶養手当	通勤手当	住宅手当	特殊勤務手当	超過勤務手当	休日勤務手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当
補正前	32,922	25,344	19,158	12,160	56,531	23,500	16,680	317,008	279,172
比 較	1,002	△ 778	△ 1,197	0	0	0	600	△ 551	1,095

単位：千円

区 分	宿日直手当	地域手当	単身赴任手当	市町村総合事務組合 負担金(退職手当分)	市町村総合事務組合 負担金(加入分)	市町村総合事務組合 負担金(特別償還分)	管理職員 特別勤務手当
補正前	1,437	1,797	648	78,614		24,072	
比 較	0	121	0	△ 640		0	

ア 会計年度任用職員以外の職員

単位：千円

区分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補正後	289		1,109,370	759,348	1,868,718	379,972	2,248,690	
補正前	294		1,120,843	759,696	1,880,539	377,487	2,258,026	
比 較	△ 5		△ 11,473	△ 348	△ 11,821	2,485	△ 9,336	

単位：千円

職員手当 の内訳	区 分	扶養手当	通勤手当	住宅手当	特殊勤務手当	超過勤務手当	休日勤務手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当
		補正後	33,924	24,086	17,961	12,160	55,390	23,500	17,280	247,600
補正前	32,922	24,864	19,158	12,160	55,390	23,500	16,680	248,151	221,553	
比 較	1,002	△ 778	△ 1,197	0	0	0	600	△ 551	1,095	

単位：千円

職員手当 の内訳	区 分	宿日直手当	地域手当	単身赴任手当	市町村総合事務組合 負担金(退職手当分)	市町村総合事務組合 負担金(加入分)	市町村総合事務組合 負担金(特別償還分)	管理職員 特別勤務手当
		補正後	1,437	1,918	648	76,724	24,072	0
補正前	1,437	1,797	648	77,364	24,072	0		
比 較	0	121	0	△ 640	0	0		

単位：千円

イ 会計年度任用職員

区分	職員数 (人)	給 与 費			共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当			
補正後	(185) 5	353,446	17,824	129,347	87,661	588,278	
補正前	(185) 5	353,446	17,824	129,347	87,661	588,278	
比 較	(0) 0	0	0	0	0	0	

職員数における( )書きは、短時間勤務職員に係るもので、外書きである。

単位：千円

区分	通勤手当	超過勤務手当	期末手当	勤勉手当	市町村総合事務組合 負担金(退職手当分)	
					1,250	1,250
補正後	480	1,141	68,857	57,619	1,250	
補正前	480	1,141	68,857	57,619	1,250	
比 較	0	0	0	0	0	

単位：千円

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額	増減額事由別内訳	説明	備考
給料	△ 11,473	給与改定に伴う増減分		
		昇給に伴う増加分		
		その他の増減分	△ 11,473	職員数の異動状況 (現に在職する職員数) その他 計 補正後 294人 0人 294人 補正前 299人 0人 299人 比較 △5人 0人 △5人
職員手当	△ 348	制度改正に伴う増減分		
		その他の増減分	△ 348	

白浜町 I T ビジネスオフィス共用部分改修工事について

1. 目的

白浜町 I T ビジネスオフィスは、平成 16 年 1 月より、地域経済基盤の強化と就労機会の拡大を目的とし、情報関連企業誘致に向けた賃貸オフィスの提供を行うため、町が開設し、企業誘致を実施してきたが、平成 15 年の大規模な施設改修から 20 年以上経過し、玄関やトイレ等の共用部分を中心に老朽化が顕著となってきたことや、車椅子使用者等が利用するバリアフリートイレが設置されていないことから、施設の機能維持と、利用者の安心・安全の確保を図るため、施設改修工事を実施する。

2. 白浜町 I T ビジネスオフィスの概要

所 在	白浜町 2998 番地の 119
延床面積	838.48㎡ (業務室及び共用部分の合計)
供用開始	平成 16 年 1 月
入居企業	5 社 (令和 8 年 5 月現在) ※平成 29 年より満室状態

3. 工事概要

- ・ 建築工事 (玄関及び廊下の内装改修、玄関のバリアフリー化 他)
- ・ 電気設備工事 (共用部分の照明器具改修 他)
- ・ 機械設備工事 (既存トイレの洋式化、バリアフリートイレの設置 他)

4. 事業費

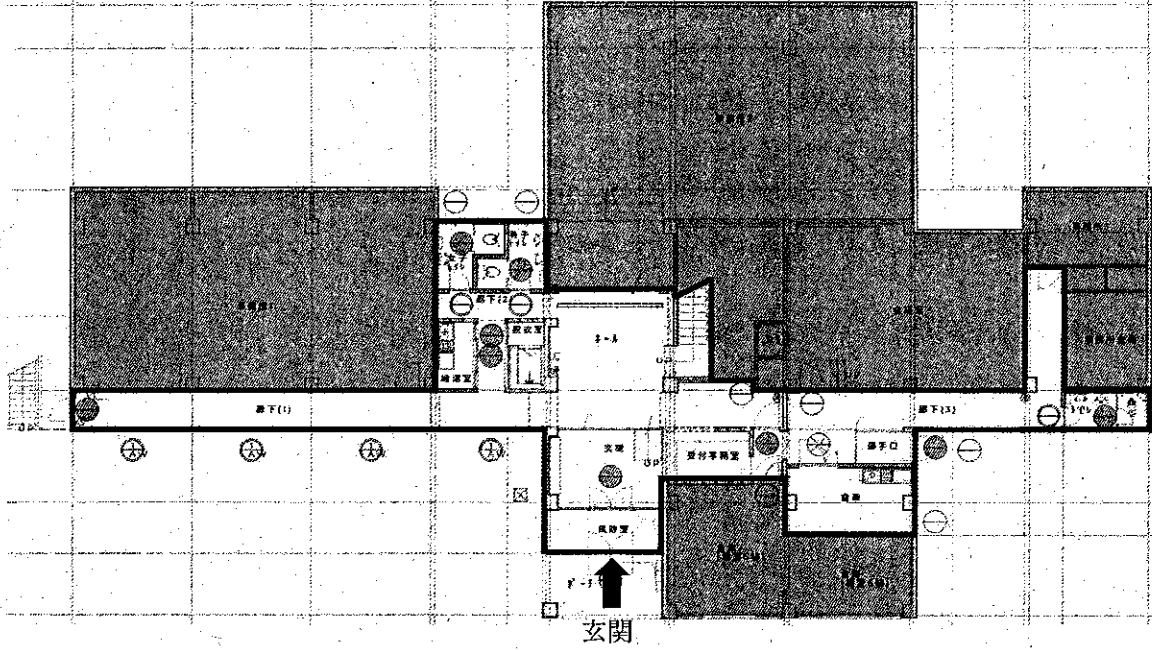
- ・ 施工監理委託料 2,544 千円
- ・ 施設整備工事費 77,968 千円

5. 経過及び予定

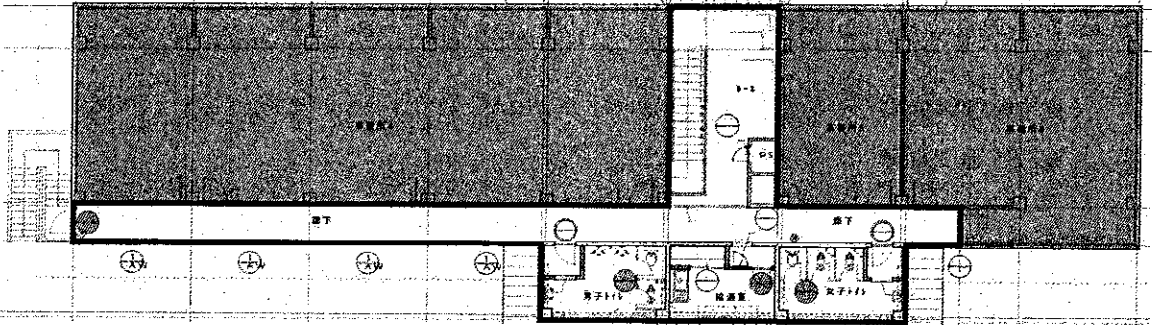
- 令和 7 年度 実施設計
- 令和 8 年度 改修工事


白浜町ITビジネスオフィス共用部分改修工事 施工箇所

1F



2F



 改修工事施工箇所

## 参 考 資 料

### 公共施設照明 LED 化事業について

#### 1. 目的

水銀灯や蛍光灯に係る国内の動向を踏まえ、公共施設で使用中の蛍光灯等について、消費電力の低いLED照明に交換することにより、脱炭素化及び電力料金の縮減を図る。

#### 2. 対象施設（予定）

	施 設 名	備 考
1	富田事務所	
2	日置川事務所	
3	白浜幼稚園	
4	とんだ幼稚園	
5	日置保育園	
6	白浜消防署本部庁舎	
7	日置川消防署庁舎	
8	白浜町中央保健センター	
9	日置診療所	
10	三舞診療所	
11	川添診療所	
12	高齢者活動促進施設みまい荘	
13	高齢者生活福祉センター夢の里	
14	老人憩いの家松湯荘	
15	高齢者生きがい支援センター	
16	紀伊富田みのり館	
17	老人憩いの家ことぶき荘	
18	椿はなの湯	
19	白良湯浴場	
20	崎の湯	
21	牟婁の湯浴場	
22	川添山村活性支援センター	
23	住民交流センター	
24	フィッシャーマンズワーフ白浜	
25	白浜斎場	
26	日置川斎場	

#### 3. 事業費

公共移設照明LED化業務委託料 80,000千円

## 参考資料

### 愛玩動物火葬事業について

#### 1. 目的

近年、ペットの個別火葬を希望される方が増えており、現状の設備では対応できないことから、ペット火葬車両と関連施設を整備しペットの個別火葬を実施する。

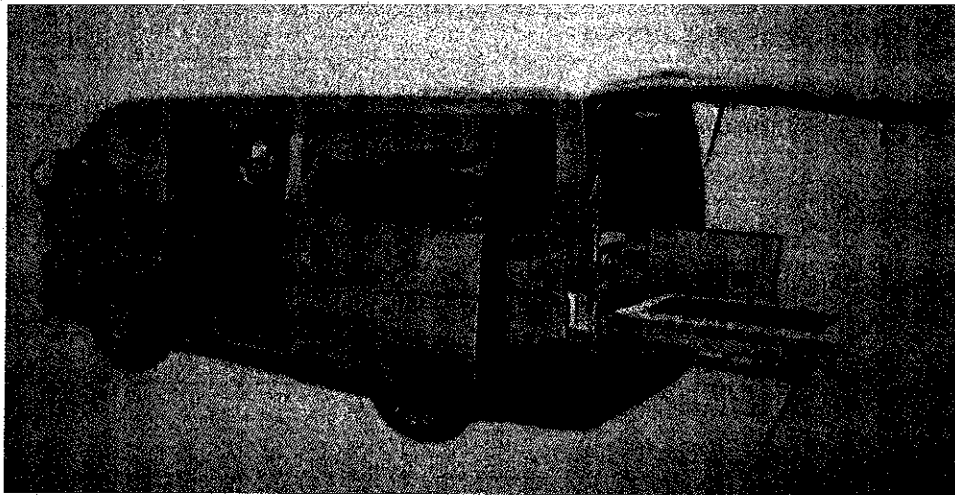
#### 2. 事業の内容

##### ① 火葬炉搭載車 1台

仕様：30kg以下まで（中型犬）

排煙・悪臭・有害物質の対策が講じられているもの  
バンタイプ、排気量2500cc以下

火葬炉搭載車(イメージ画像)

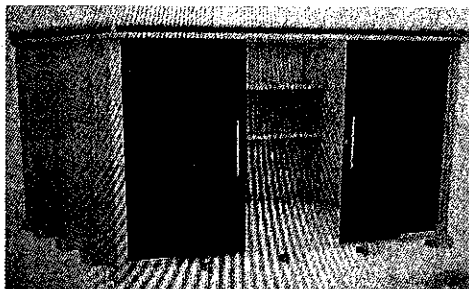


##### ② 受付・待合室の整備

平草原公園内倉庫を、火葬炉搭載車駐車場とペットの搬入受付及び飼い主等の待機、焼骨の引取りを行う施設としてリニューアルする。

##### ③ 倉庫の整備

現倉庫機能を移転する新たな倉庫を購入し設置する。



ペットの火葬等の現状の値

1. 死獣の焼却とペット火葬件数

年度	処理総数	内 ペット	(犬)	(猫)	(その他)
R7	515	193	89	90	14

2. 犬の登録数及び死亡数(白浜町と上富田町の合計)

年度	登録数	死亡数
R7	1,546	181(11.7%)

※ 犬の死亡数181－火葬件数89＝92 92匹が現施設を利用していない

3. 死獣焼却手数料

年度	件数	収入済額(円)	備考
R7	255	280,500	ペット以外の有料62件含む

4. 火葬手数料の規定

白浜町廃棄物の処理及び清掃に関する条例第1.1条 別表

白浜町内で飼われていた愛玩動物等で指定する大きさを超えないもの

種類	単位	手数料
愛玩動物の死体	1体当たり	1,100円

5. ペット個別火葬の手数料等

周辺市町等の料金を参考として、火葬にかかる経費等を勘案し別に定める

緊急銃猟制度に伴う補正予算について

1. 緊急銃猟制度とは

近年、ヒグマ、ツキノワグマ及びイノシシ（以下「クマ等」という。）の人の生活圏への侵入が相次いでおり、全国各地で人身被害も多く発生している。

このような状況に伴い、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下「鳥獣保護管理法」という。）の一部が改正され、地域住民の安全確保のための措置を十分に講じたうえで、大型獣の中でも特に人身被害を生じさせるおそれの高いクマ等について、市町村長の判断で、人の日常生活圏での銃猟を可能とする制度（緊急銃猟）が創設された。

2. 補正予算の内容

緊急銃猟に備え、実施体制整備、緊急銃猟対応マニュアルの作成、備品の確保等を行う必要があるが、今回の補正予算においては、以下の内容に係る費用を計上するものである。

(1) 緊急銃猟における捕獲業務に係る報酬（鳥獣被害対策実施隊活動報酬として）

報 酬 120,000円

※一人につき1回20,000円

(2) 緊急銃猟実施に必要な備品等

消耗品費 114,000円

備品購入費 552,000円

購入予定の備品等

- ・クマ撃退スプレー
- ・耐切創手袋
- ・拡声器
- ・双眼鏡
- ・防護盾
- ・無線機

地域林政アドバイザー事業について

1. 地域林政アドバイザーとは

民有林行政において、市町村の役割は、平成10年の森林法改正における市町村森林整備計画制度の拡充や森林施業に関する権限の市町村長への委譲等、年々重要性が増しており、その内容も徐々に高度化している。一方、市町村の森林・林業行政の体制は、専任の林務担当者が十分ではなく、専門的知見を有する者も限られる等、マンパワー・知識ともに不足している状況にある。そのため、森林・林業の知識や経験を有する者を雇用又は委託することで、市町村の森林・林業行政を支援する制度である。当町においては、業務委託というかたちで本制度を活用する。

2. 委託業務内容

当町の森林経営管理制度に基づく委託事業（以下、「委託事業」という。）の実施にあたり、専門的見地に基づく資料の作成、委託事業に関する助言、受託業者への指示及び成果の確認等必要な業務を実施する。活動にあたっては、職員との協議の上、概ね次に例示する業務を実施する。

- (1) 森林経営管理制度に係る事務の指導・助言
- (2) 委託事業対象森林の施業履歴等の確認
- (3) 受託業者へ業務内容の説明及び現地案内
- (4) 委託事業実施後の森林の巡視
- (5) その他森林・林業行政に資するもの

※森林経営管理制度とは

国内の森林は、戦後期に植栽されたスギやヒノキ等の人工林が大きく育ち、木材として利用可能な時期を迎えている。一方で、森林所有者の多くは小規模・分散的で、長期的な林業の低迷や世代交代等により森林所有者の森林への関心が薄れ、森林の管理が適切に行われていない状況にある。こうした背景から、平成31年度より森林経営管理制度が創設され、適切な管理が行われていない森林において、市町村が必要な権利を取得し、自ら管理又は民間事業者に委ねる等の措置を講ずることとされている。

3. 事業費

3, 917千円

内訳：委託費 3, 917千円

4. 事業開始

令和8年9月から事業開始予定

商店街開業等支援事業補助金（白浜駅前地区）について

1. 趣旨

当町では、まちなかのにぎわい創出及び地域経済の活性化を図るため、空き店舗又は空き家を活用して新たに事業を開始する者に対し、予算の範囲内において対象経費の一部を補助する取組を実施している。

白浜駅前地区については、本町の玄関口として、多くの観光客や来訪者を迎える重要なエリアであることから、新たに本補助制度の対象地区に加えることで、空き店舗等の活用を促進し、駅前地区のさらなるにぎわい創出及び地域活性化を図るものである。

2. 補助対象経費

補助対象経費等	補助率		補助上限額
事業の用に供する外装又は内装工事費、水道、電気、ガス、空調設備等工事費及びこれらに係る諸経費（建物等に付随し、設置工事が必要となる設備機器等を含む。）。ただし、備品の購入及び備品等の取付け等に係る費用を除く。 町内の事業者へ改修工事等を依頼する場合、算定された補助金の額に10万円を加算する。	特別枠（にぎわいの創出に特に効果があるものとして別に定める事業）	3分の2	1,000千円
	一般枠（上記以外の事業）	2分の1	700千円

3. 事業費

1,000千円

中学校屋内運動場空調設備整備工事について

1. 目的

中学校屋内運動場は、生徒が体育授業や部活動で利用するほか、災害発生時には、避難所として重要な役割を担う施設である。近年の猛暑による熱中症リスクの高まりや災害時における避難環境改善の必要性等を踏まえ、避難所指定されている町立中学校屋内運動場に空調設備を整備し、生徒の熱中症リスクの低減及び利用環境の改善に加え、避難所機能の強化及び防災機能の向上を図る。

2. 事業費

単位：千円

区 分	予 算 額	備 考
施工監理委託料	5,481	
中学校体育館空調設備整備工事費	147,161	
合 計	152,642	うち国庫補助金 76,321

【内訳】

- ・白浜中学校 36,629千円
- ・富田中学校 77,584千円
- ・三舞中学校 38,429千円

3. 事業内容（予定）

- ・機械設備工事、電気設備工事、建築工事、その他関連工事等

4. 工期（予定）

令和8年8月～令和9年3月

## 参 考 資 料

### 移動図書館車整備事業について

#### 1. 目的

当町立図書館は、現在、本館、白浜分室、富田分室、日置分室を設置しているが、町域が広い当町において、高齢化や交通手段の確保難などにより来館が難しい地域もある。

そのため移動図書館車を導入し、巡回図書貸出サービスを提供することにより、図書館の無い地域へのサービスの向上と町民の読書活動の推進を図る。

#### 2. 移動図書館車の概要

車両タイプ：軽自動車（660cc以下）トラックタイプ

車体サイズ：高さ1,990mm 全長3,395mm 全幅1,475mm

積 載 量：約500冊

#### 3. 事業費

予 算 額：5,766千円（うちコミュニティ助成金5,200千円）

款）教育費 項）社会教育費 目）図書館費

車両登録手数料 238千円

自動車保険料 12千円

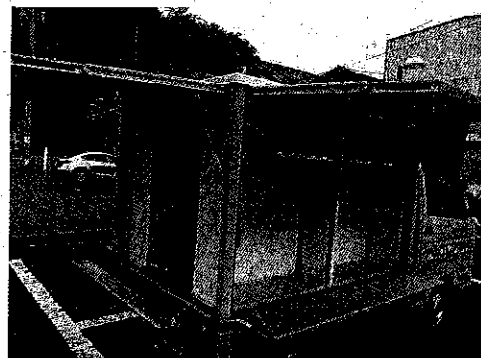
移動図書館購入費 5,509千円

自動車重量税 7千円

#### 4. イメージ図



【外観イメージ 前方】



【外観イメージ 後方】

議案第67号

令和8年度

白浜町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

令和8年度白浜町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

令和8年度白浜町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 事業勘定の既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8,654千円を減額し、歳入歳出予算総額を歳入歳出それぞれ2,625,900千円と定める。
- 2 事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年6月2日提出

白浜町長 大江 康弘

第1表 歳入歳出予算補正

単位：千円

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
6. 繰入金		325,128	△8,654	316,474
	1. 他会計繰入金	249,281	△8,654	240,627
歳入	合計	2,634,554	△8,654	2,625,900

歳出

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		65,189	△8,654	56,535
	1. 総務管理費	58,347	△8,654	49,693
歳出	合計	2,634,554	△8,654	2,625,900

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計
6. 繰入金	325,128	△8,654	316,474
歳入 合 計	2,634,554	△8,654	2,625,900

(歳出)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 総務費	65,189	△8,654	56,535			△8,654	
歳出合計	2,634,554	△8,654	2,625,900			△8,654	

2 歳入

単位：千円

(項) 1. 他会計繰入金

(款) 6. 繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 一般会計繰入金	249,281	△8,654	240,627	5. 職員給与費等繰入金	△8,654	△8,654
計	249,281	△8,654	240,627			
歳入合計	2,634,554	△8,654	2,625,900			

3 歳 出

(款) 1. 総務費 (項) 1. 総務管理費

単位：千円

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節 区 分	金 額	説 明
				特 定 財 源	一 般 財 源				
					国県支出金	地方債			
1. 一般管理費	56,661	△8,654	48,007		△8,654		2. 給料 △4,040	一般職給料(4人) △4,040	
							3. 職員手当等 △3,114	扶養手当 △804 通勤手当 109 住宅手当 294 児童手当 △480 期末手当 △1,059 勤勉手当 △891 市町村総合事務組合負担金(退職手当分) ) △283	
計	58,347	△8,654	49,693		△8,654		4. 共済費 △1,500	職員共済組合負担金 △1,500	
歳出合計	2,634,554	△8,654	2,625,900		△8,654				

給 与 費 明 細 書

1 一 般 職

単位：千円

(1) 総括

区 分	職員数 (人)	給 与 費			共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当			
補正後	(7) 4	8,304	17,112	14,688	7,867	47,971	
補正前	(7) 5	8,304	21,152	17,322	9,367	56,145	
比 較	(0) △ 1	0	△ 4,040	△ 2,634	△ 1,500	△ 8,174	

職員数における( )書きは、短時間勤務職員に係るもので、外書きである。

単位：千円

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	通 勤 手 当	住 宅 手 当	特 殊 勤 務 手 当	超 過 勤 務 手 当	休 日 勤 務 手 当	管 理 職 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当
		補正後	666	326	348	50	1,500			
補正前	1,470	217	54	50	1,500				6,814	5,736
比 較	△ 804	109	294	0	0				△ 1,059	△ 891

単位：千円

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	宿 日 直 手 当	地 域 手 当	単 身 赴 任 手 当	市 町 村 総 合 事 務 組 合 負 担 金 (退 職 手 当 分)	市 町 村 総 合 事 務 組 合 負 担 金 (加 入 分)	市 町 村 総 合 事 務 組 合 負 担 金 (特 別 償 還 分)	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当
		補正後					1,198	
補正前					1,481			
比 較					△ 283			



単位：千円

イ 会計年度任用職員

区分	職員数 (人)	給 与 費			共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当			
補正後	(7)	8,304		3,182	2,074	13,560	
補正前	(7)	8,304		3,182	2,074	13,560	
比 較	(0)	0		0	0	0	

職員数における( )書きは、短時間勤務職員に係るもので、外書きである。

単位：千円

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	通 勤 手 当	超 過 勤 務 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	市町村総合事務組合 負担金(退職手当分)	
補正後				1,727	1,455		
補正前				1,727	1,455		
比 較				0	0		

単位：千円

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額	増減額事由別内訳	説明	備考
給料	△ 4,040	給与改定に伴う増減分		
		昇給に伴う増加分		
		その他の増減分	△ 4,040	職員数の異動状況 (現に在職する職員数) 補正後 4人 補正前 5人 比較 △1人
職員手当	△ 2,634	制度改正に伴う増減分		
		その他の増減分	△ 2,634	

議案第68号

令和8年度

白浜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

令和8年度白浜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

令和8年度白浜町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ750千円を減額し、歳入歳出予算総額を歳入歳出それぞれ765,050千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年6月2日提出

白浜町長 大江 康弘

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
3.繰入金		449,330	△750	448,580
	1.繰入金	449,330	△750	448,580
歳入	合計	765,800	△750	765,050

歳出

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		12,447	△750	11,697
	1. 総務管理費	10,900	△750	10,150
歳出	合計	765,800	△750	765,050

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計
3. 繰入金	449,330	△750	448,580
歳入合計	765,800	△750	765,050

(歳出)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				財源		
				特定	地方債	その他
1. 総務費	12,447	△750	11,697	国県支出金		
歳出合計	765,800	△750	765,050			一般財源 △750

2 歳入

(款) 3. 繰入金

単位：千円

(項) 1. 繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節		明
				区分	金額	
1. 一般会計繰入金	449,330	△750	448,580	4. 職員給与費繰入金	△750	職員給与費繰入金 △750
計	449,330	△750	448,580			
歳入合計	765,800	△750	765,050			

3 歳出

(款) 1. 総務費 (項) 1. 総務管理費

単位：千円

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特出	財源			区分	金額	
					国県支出金	地方債	その他			
1. 一般管理費	10,900	△750	10,150				△750	2. 給料	△222	一般職給料(1人) △222
								3. 職員手当等	△186	扶養手当 △78 通勤手当 34 期末手当 △70 勤勉手当 △60 市町村総合事務組合負担金(退職手当分) ) △12
計	10,900	△750	10,150				△750	4. 共済費	△342	職員共済組合負担金 △342
歳出合計	765,800	△750	765,050				△750			

給 与 費 明 細 書

1 一 般 職

(1) 総括

単位：千円

区 分	職員数 (人)	給 与 費			共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当			
補正後	1		3,853	2,217	996	7,066	
補正前	1		4,075	2,403	1,338	7,816	
比 較	0		△ 222	△ 186	△ 342	△ 750	

単位：千円

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	通 勤 手 当	住 宅 手 当	特 殊 勤 務 手 当	超 過 勤 務 手 当	休 日 勤 務 手 当	管 理 職 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当
		補正後	0	58				300		
補正前	78	24				300			931	784
比 較	△ 78	34				0			△ 70	△ 60

単位：千円

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	宿 日 直 手 当	地 域 手 当	単 身 赴 任 手 当	市 町 村 総 合 事 務 組 合 負 担 金 (退 職 手 当 分)	市 町 村 総 合 事 務 組 合 負 担 金 (加 入 分)	市 町 村 総 合 事 務 組 合 負 担 金 (特 別 償 還 分)	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当
		補正後					274	
補正前					286			
比 較					△ 12			



イ 会計年度任用職員 単位：千円

区分	職員数 (人)	給与				合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計		
補正後							
補正前							
比較							

単位：千円

区分	通勤手当	超過勤務手当	期末手当	勤労手当	市町村総合事務組合 負担金(退職手当分)	
					職内手当	退職手当
補正後						
補正前						
比較						

単位：千円

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額	増減額事由別内訳	説明	備考
給料	△ 222	給与改定に伴う増減分		
		昇給に伴う増加分		
		その他の増減分 △ 222		
職員手当	△ 186	制度改正に伴う増減分		
		その他の増減分 △ 186		

議案第69号

令和8年度

白浜町介護保険特別会計補正予算（第1号）

令和8年度白浜町介護保険特別会計補正予算（第1号）

令和8年度白浜町の介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ600千円を追加し、歳入歳出予算総額を歳入歳出それぞれ3,311,600千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年6月2日提出

白浜町長 大江 康弘

第1表 歳入歳出予算補正

単位：千円

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
6. 繰入金		565,135	600	565,735
	1. 一般会計繰入金	540,017	600	540,617
歳入	合計	3,311,000	600	3,311,600

歳出

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 地域支援事業費		196,379	600	196,979
	3. 包括的支援事業・任意事業費	98,615	600	99,215
歳出	合計	3,311,000	600	3,311,600

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計
6. 繰入金	565,135	600	565,735
歳入合計	3,311,000	600	3,311,600

(歳出)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				財源		
				特定	地方債	その他
3. 地域支援事業費	196,379	600	196,979	国県支出金		一般財源 600
歳出合計	3,311,000	600	3,311,600			600

2 歳入

(款) 6. 繰入金 (項) 1. 一般会計繰入金

単位：千円

目	補正前の額	補正額	計	節		説明	明
				区分	金額		
4. その他一般会計繰入金	138,720	600	139,320	1. 職員給与費等繰入金	600	職員給与費等繰入金	600
計	540,017	600	540,617				
歳入合計	3,311,000	600	3,311,600				

3 歳出

(款) 3. 地域支援事業費 (項) 3. 包括的支援事業・任意事業費

単位：千円

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
9. 認知症総合支援事業費	9,758	600	10,358				600	2. 給料	80	一般職給料(1人)
								3. 職員手当等	394	扶養手当 216 通勤手当 △7 児童手当 60 期末手当 65 勤勉手当 55 市町村総合事務組合負担金(退職手当分) 5
計	98,615	600	99,215				600	4. 共済費	126	職員共済組合負担金
歳出合計	3,311,000	600	3,311,600				600			

給 与 費 明 細 書

1 一 般 職

(1) 総括

単位：千円

区 分	職員数 (人)	給 与 費			合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当		
補正後	(11) 10	24,985	42,002	36,350	103,337	19,911
補正前	(11) 10	24,985	41,922	36,016	102,923	19,785
比 較	(0) 0	0	80	334	414	126

職員数における( )書きは、短時間勤務職員に係るもので、外書きである。

単位：千円

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	通 勤 手 当	住 宅 手 当	特 殊 勤 務 手 当	超 過 勤 務 手 当	休 日 勤 務 手 当	管 理 職 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当
補正前	840	725	672		3,500		360	14,472	12,509	
比 較	216	△ 7	0		0		0	65	55	

単位：千円

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	宿 日 直 手 当	地 域 手 当	単 身 赴 任 手 当	市 町 村 総 合 事 務 組 合 負 担 金 ( 退 職 手 当 分 )	市 町 村 総 合 事 務 組 合 負 担 金 ( 加 入 分 )	市 町 村 総 合 事 務 組 合 負 担 金 ( 特 別 償 還 分 )	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当
補正前				2,938				
比 較				5				

ア 会計年度任用職員以外の職員

単位：千円

区分	職員数 (人)	給 与 費			共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当			
補正後	10		42,002	27,024	13,764	82,790	
補正前	10		41,922	26,690	13,638	82,250	
比 較	0		80	334	126	540	
				414			

単位：千円

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	通 勤 手 当	住 宅 手 当	特 殊 勤 務 手 当	超 過 勤 務 手 当	休 日 勤 務 手 当	管 理 職 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当
		補正後	1,056	718	672			3,500		360
補正前	840	725	672			3,500		360	9,408	8,247
比 較	216	△ 7	0			0		0	65	55

単位：千円

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	宿 日 直 手 当	地 域 手 当	単 身 赴 任 手 当	市 町 村 総 合 事 務 組 合 負 担 金 (退 職 手 当 分)	市 町 村 総 合 事 務 組 合 負 担 金 (加 入 分)	市 町 村 総 合 事 務 組 合 負 担 金 (特 別 優 遇 分)	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当
		補正後					2,943	
補正前					2,938			
比 較					5			

単位：千円

イ 会計年度任用職員

区分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補正後	(11)	24,985		9,326	34,311	6,147	40,458	
補正前	(11)	24,985		9,326	34,311	6,147	40,458	
比 較	(0)	0		0	0	0	0	

職員数における( )書きは、短時間勤務職員に係るもので、外書きである。

単位：千円

区分	通勤手当	超過勤務手当	期末手当	勤勉手当	市町村総合事務組合 負担金(退職手当分)	
補正後			5,064	4,262		
補正前			5,064	4,262		
比 較			0	0		

職員手当  
の内訳

単位：千円

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額	増減額事由別内訳	説明	備考
給料	80	給与改定に伴う増減分		
		昇給に伴う増加分		
		その他の増減分	80	
職員手当	334	制度改正に伴う増減分		
		その他の増減分	334	

報告第5号

令和7年度白浜町土地開発公社経営状況の提出について

地方自治法第243条の3第2項の規定により、令和7年度白浜町土地開発公社の経営状況（令7年4月1日から令和8年3月31日まで）を別紙のとおり提出する。

令和8年6月2日提出

白浜町長 大江 康弘

令和7年度

白浜町土地開発公社決算書

白浜町土地開発公社

## 目 次

1. 事業報告書	1
2. 損益計算書	2
3. 貸借対照表	3
4. キャッシュ・フロー計算書	4
5. 財産目録	5
6. 決算報告書	6

令和7年度 白浜町土地開発公社 事業報告書

事業概要について

(1) 土地の処分

売却等による処分なし

(2) 手持資産状況は次のとおりである。

事業用地名	面積 (㎡)	備 考
白浜駅前環境整備事業用地	919.05	
小 計 (公有用地)	919.05	
上垣内土地造成事業用地	355.13	
峠碓土地造成事業用地	5,860.05	
中田土地造成事業用地	1,244.57	
小 計 (完成土地等)	7,459.75	
合 計	8,378.80	

損 益 計 算 書

(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

(単位：円)

1 事業収益		
(1) 附帯等事業収益	6,635,020	6,635,020
事業総利益	<u>                    </u>	<u>6,635,020</u>
2 販売費及び一般管理費		
(1) 販売費及び一般管理費	3,938,686	3,938,686
事業利益	<u>                    </u>	<u>2,696,334</u>
3 事業外収益		
(1) 受取利息	55,227	
(2) 雑収益	1,278,140	1,333,367
	<u>                    </u>	<u>                    </u>
4 事業外費用		
(1) 支払利息	1,018,628	1,018,628
経常利益	<u>                    </u>	<u>3,011,073</u>
税引前当期純利益		<u>3,011,073</u>
5 法人税等		
(1) 法人税等	71,000	71,000
当期純利益	<u>                    </u>	<u>2,940,073</u>

貸借対照表  
(令和8年3月31日現在)

(単位：円)

資 産 の 部

1 流動資産

(1) 現金及び預金	34,453,266
(2) 事業未収金	462,900
(3) 公有用地	28,480,799
(4) 完成土地等	149,960,462
(5) 前払費用	22,006

流動資産合計	213,379,433
資 産 合 計	213,379,433

負 債 の 部

1 流動負債

(1) 未払法人税等	71,000
(2) 未払費用	161,095
(3) 前受収益	250,000

流動負債合計	482,095
--------	---------

2 固定負債

(1) 長期借入金	189,000,000
-----------	-------------

固定負債合計	189,000,000
--------	-------------

負 債 合 計	189,482,095
---------	-------------

資 本 の 部

1 資本金

(1) 基本財産	10,000,000
----------	------------

資本金合計	10,000,000
-------	------------

2 準備金

(1) 前期繰越準備金	10,957,265
-------------	------------

(2) 当期純利益	2,940,073
-----------	-----------

準備金合計	13,897,338
-------	------------

資 本 合 計	23,897,338
---------	------------

負 債 資 本 合 計	213,379,433
-------------	-------------

キャッシュ・フロー計算書

(令和7年4月1日～令和8年3月31日まで)

(単位：円)

1	事業活動によるキャッシュ・フロー	
(1)	公有地取得事業収入	0
(2)	土地造成事業収入	0
(3)	その他事業収入	7,977,360
(4)	公有地取得事業支出	0
(5)	土地造成事業支出	0
(6)	その他事業支出	0
(7)	人件費支出	0
(8)	その他の業務支出	△3,938,686
	小計	<u>4,038,674</u>
(9)	利息の受取額	55,227
(10)	利息の支払額	△1,018,628
(11)	法人税等の支払額	△71,000
	事業活動によるキャッシュ・フロー計	<u>3,004,273</u>
2	投資活動によるキャッシュ・フロー	
	投資活動によるキャッシュ・フロー計	<u>0</u>
3	財務活動によるキャッシュ・フロー	
(1)	長期借入による収入	0
(2)	長期借入金の返済による支出	△10,000,000
	財務活動によるキャッシュ・フロー計	<u>△10,000,000</u>
4	現金及び現金同等物減少額	<u>△6,995,727</u>
5	現金及び現金同等物期首残高	<u>41,448,993</u>
6	現金及び現金同等物期末残高	<u>34,453,266</u>

財産目録  
 (令和8年3月31日現在)  
 (資産の部)

(単位：円)

科 目	摘 要	金 額	額
1. 流動資産			213,379,433
(1) 現金及び預金			34,453,266
	普通預金	24,453,266	
	紀陽銀行(決済用)	6,670,165	
	紀陽銀行(附帯事業)	17,584,979	
	和歌山県農業協同組合	198,122	
	定期預金	10,000,000	
	紀陽銀行	5,000,000	
	和歌山県農業協同組合	5,000,000	
(2) 事業未収金			462,900
	事業未収金	462,900	
(3) 公有用地			28,480,799
(4) 完成土地等			149,960,462
(5) 前払費用			22,006
資産の部合計			213,379,433

(負債の部)

(単位：円)

科 目	摘 要	金 額	額
1. 流動負債			482,095
(1) 未払法人税等			71,000
(2) 未払費用			161,095
(3) 前受収益			250,000
2. 固定負債			189,000,000
(1) 長期借入金			189,000,000
	白浜町水道事業	189,000,000	
負債の部合計			189,482,095
差引純資産			23,897,338

令和7年度白浜町土地開発公社決算報告書

収益的収入及び支出  
収入

(単位:円)

款	項	目	節	予算額			決算額	差引増減	説	明	
				当初	補正	繰越額					合計
1. 事業収益	土地造成事業 1. 収	完成土地等 1. 却	完成土地等 1. 却				28,327,000	△21,691,980			
				0	0	0	0	0	0		
				22,387,000	0	0	22,387,000	0	△22,387,000		
				22,387,000	0	0	22,387,000	0	△22,387,000		
2. 附帯等事業 1. 附帯事業収益	1. 附帯事業収益			5,940,000	0	0	5,940,000	6,635,020	695,020		
				5,940,000	0	0	5,940,000	6,635,020	695,020		
				5,940,000	0	0	5,940,000	6,635,020	695,020		
				874,000	0	0	874,000	1,333,367	459,367		
2. 事業外収益	1. 受取利息			1,000	0	0	1,000	54,227	54,227		
				1,000	0	0	1,000	54,227	54,227		
				1,000	0	0	1,000	54,227	54,227		
				873,000	0	0	873,000	1,278,140	405,140		
	2. 雑収益	1. 雑収益	1. 雑収益	873,000	0	0	873,000	1,278,140	405,140		
				873,000	0	0	873,000	1,278,140	405,140		
				873,000	0	0	873,000	1,278,140	405,140		
				29,201,000	0	0	29,201,000	7,968,387	△21,232,613		
計											

(単位:円)

支出

款	項	目	節	予算額			決算額	不用額	説明	
				当初	補正	流用増減額				合計
1. 事業原価	土地造成事業 原価	完成土地等売 却原価	1. 却原価	15,948,000	0	0	15,948,000	15,948,000		
				15,948,000	0	0	15,948,000	15,948,000		
2. 販売費及び一 般管理費	販売費及び一 般管理費	1. 経費	1. 経費	5,563,000	0	0	5,563,000	3,938,686	1,624,314	
				5,563,000	0	0	5,563,000	3,938,686	1,624,314	
				2,842,000	0	0	2,842,000	2,148,120	693,880	
				5,000	0	0	5,000	0	5,000	
				2,000	0	0	2,000	0	2,000	
				250,000	0	△128,192	121,808	5,720	116,088	振込手数料 3,960円 残高証明手数料 1,760円
				675,000	0	228,192	903,192	903,192	0	税理士委託業務費 396,000円 地中埋設物撤去費 367,822円 他
				410,000	0	0	410,000	409,200	800	会計システム貸借料 409,200円
				1,200,000	0	0	1,200,000	655,808	544,192	基礎補強工事補助金 489,808円 地盤調査費補助金 166,000円
				200,000	0	0	200,000	174,200	25,800	固定資産税・都市計画税 174,200円
				100,000	0	△100,000	0	0	0	
		白浜駅前駐車 場経費		2,721,000	0	0	2,721,000	1,790,566	930,434	
				400,000	0	0	400,000	53,908	346,092	電気代 53,908円
				44,000	0	0	44,000	33,010	10,990	総合賠償保険 33,010円
				1,568,000	0	18,948	1,586,948	1,586,948	0	運営管理業務委託料 1,586,948円
				500,000	0	0	500,000	0	500,000	
				109,000	0	7,700	116,700	116,700	0	消費税 116,700円

(単位:円)

款	項	目	節	予算額			決算額	不用額	説明
				当初	補正	流用増減額			
				合計					
			6. 雑費	100,000	0	△26,648	73,352	73,352	
3. 事業外費用				1,069,000	0	0	1,069,000	1,018,628	50,372
	1. 支払利息			1,069,000	0	0	1,069,000	1,018,628	50,372
		1. 支払利息		1,069,000	0	0	1,069,000	1,018,628	50,372
4. 予備費				500,000	0	0	500,000	0	500,000
	1. 予備費			500,000	0	0	500,000	0	500,000
		1. 予備費		500,000	0	0	500,000	0	500,000
			1. 予備費	500,000	0	0	500,000	0	500,000
計				23,080,000	0	0	23,080,000	4,957,314	18,122,686

資本的收入及び支出  
収入

(単位:円)

款	項	目	節	予算額			決算額	差引増減	説	明
				当初	補正	流用増減額 合計				
1. 資本的收入	1. 長期借入金	1. 長期借入金	1. 長期借入金	10,000,000	0	0	0	△10,000,000		
				10,000,000	0	0	0	△10,000,000		
				10,000,000	0	0	0	△10,000,000		
			計	10,000,000	0	0	0	△10,000,000		
			計	10,000,000	0	0	0	△10,000,000		

(単位:円)

款	項	目	節	予算額			決算額	不用額	説	明
				当初	補正	流用増減額 合計				
1. 資本の支出	1. 還	長期借入金償 金	1. 還	20,080,000	0	0	10,071,000	10,009,000		
				20,000,000	0	0	10,000,000	10,000,000		
				20,000,000	0	0	10,000,000	10,000,000		
			1. 還	20,000,000	0	0	10,000,000	10,000,000		
			2. 法人税等	80,000	0	0	71,000	9,000		
			1. 法人税等	80,000	0	0	71,000	9,000		
			1. 法人税等	80,000	0	0	71,000	9,000		
			計	20,080,000	0	0	10,071,000	10,009,000		
			計	20,080,000	0	0	10,071,000	10,009,000		法人町県民税均等割額 71,000円

令和7年度白浜町土地開発公社決算監査意見書

定款第20条の規定により、令和7年度白浜町土地開発公社事業報告書及び決算書について監査を実施したので、その結果を次のとおり報告する。

記

事業報告書、決算書と監査にあたって提出された諸帳簿、証拠書類を照合し必要に応じ説明を求めるなどにより監査を行ったところ、その会計手続きは適正であり収支についても誤りがないことを認める。

令和8年4月24日

白浜町土地開発公社

監事 林 一 勝 

監事 松田 周 治 